

婦人と年少者

昭和二十八年五月二十日発行
昭和三十二年一月五日発行（毎月一回五日発行）
第四卷 第一号

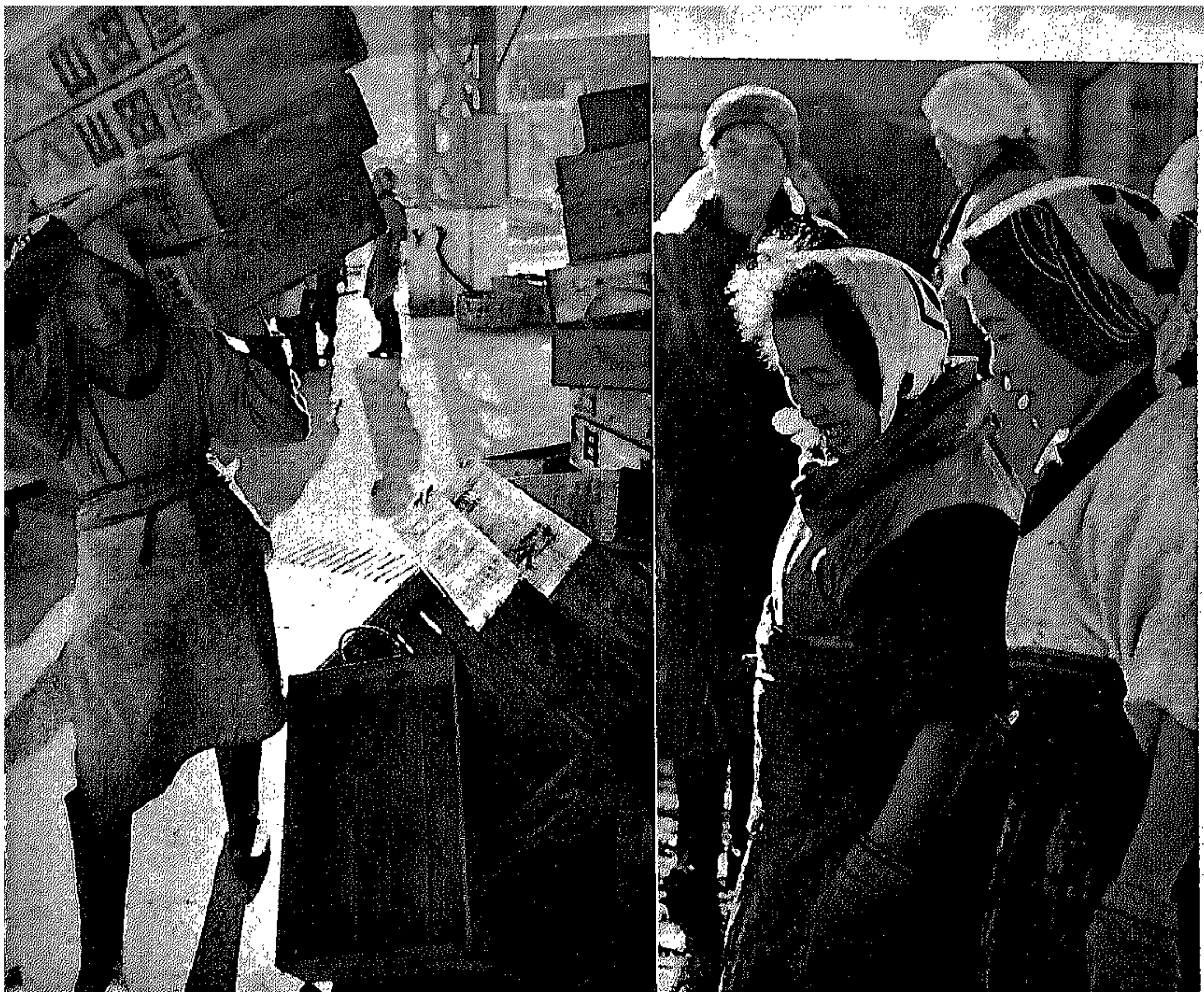


M. Tanka
55

31

1956年への展望

婦人少年協会



賀正 1956

〈漁村の婦人〉 さんまの箱詰作業は魚市場の一隅で終日続けられる
 — 堀田正氏撮影 (本誌 18 ページ入選発表参照) —

謹賀新年 * 1956年1月

本会会長 平林たい子 東京都中野区江古田四ノ一五五四 電話・中野38 五二二一	本会理事・YWCA総幹事 渡辺松子 東京都千代田区神田駿河台一ノ八 電話・東京29 五六一七	本会事務局長・日本職業指導協会常務理事 西垣実 東京都目黒区慶番町八六	本会評議員・労働省婦人少年局長 谷野せつ
本会副会長・立教大学教授 藤本喜八 東京都中野区鷺ノ宮一ノ五八	本会理事・NHK婦人課長 江上フジ 東京都千代田区内幸町NHK婦人課 電話・銀座57 七七六一	本会顧問・参議院議員 紅霞みつ 東京都目黒区慶番町八六	本会評議員・労働省婦人労働課長 竹内外之
本会理事・参議院議員 市川房枝 東京都渋谷区千駄谷五ノ八八八九 電話・渋谷31 一六七四	本会理事・国鉄労働組合婦人部長 丸沢美千代 東京都千代田区九ノ内二ノ一 電話・九ノ内31 四〇四一六	本会顧問・参議院議員 西岡ハル 新宿区市ヶ谷田町三ノ二二 電話・九段31 〇〇八八	本会評議員・労働省婦人課長 大羽綾子 東京都目黒区慶番町八六
本会理事・衆議院議員 神近市子 東京都目黒区上目黒八ノ五九八 電話・渋谷46 五四一八	本会理事・日本紡績協会労働課長 吉藤雅亮 東京都中央区日本橋堀留二ノ二 電話・兜町11 三〇九・一三六八	本会評議員・日本教職員組合婦人部長 千葉千代世 港区芝金杉四ノ三四	本会評議員・労働省婦人少年局書記 笹口孝三
本会理事・労働科学研究所長 桐原葆見 東京都目黒区緑ヶ丘三二九九	本会監事・富士紡績株式会社社務部長 波多野則三郎 東京都中央区日本橋本町二ノ一 電話・日本橋21 二八七一九	本会評議員・婦人問題研究所長 藤田たき 東京都千代田区水田町 参議院議員会館内	「婦人と年少者」編集委員 三浦宜子 婦人少年局長書記室 高松朔子 婦人労働課 猪股和子 年少労働課 須賀万亀子 婦人少年協会 熱田優子
本会理事・弁護士 久米愛子 事務所・東京都千代田区九ノ内九七 八七二一・有馬法律事務所 電話・和田倉31 四〇一八一・一九	本会監事・主婦連合会副会長 船田文子 東京都港区赤坂青山町五ノ三五 電話・青山41 三九五三	本会評議員・参議院議員 赤松常子 東京都千代田区水田町 参議院議員会館内	



《私も投票所へ！》 — 藤田辰次郎氏撮影 (本誌 18 ページ入選発表参照) —

婦人と年少者 三十一号 目次

口絵 漁村の婦人・私も投票所へ (入選発表より)

一九五六年の婦人少年局 谷野せつ子 2

年少労働者の保護と福祉 桐原葆見 5

一九五五年 回想 久米 愛 9

家族計画運動と婦人 加藤シズエ 12

ブラジル移民の主婦たち 高崎節子 14

◇一九五六年に婦人少年局に望む 16

◇年少労働者の扱い方と指導の仕方(1) 19

◇「社会とともに進む婦人」写真入選発表 18

資料室

女子労働者保護規定について 22

労働基準法中女子に特殊な規定の違反 24

婦人の手による消費物資規格に関する報告書 25

家事サービス公共職業補導所への注文 26

年少労働者の労働日数および労働時間数 28

地方的特殊産業の実態 31

十・十一月の婦人界の動き 34

父や母のない子のためによい職場を 36

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与 40

転落を未然に防ぐ (福島善心) 37

茨城協働員総会から (小林義一) 38

◇フリーダ・S・ミラー女史との懇談会 39

◇婦人参政権十周年記念大会 38

◇誌上相談室 17

◇婦人少年局ニュース 40

表紙 塚谷政義 扉 カット 中斐仁代

1956年の 婦人少年局

労働省婦人少年局長

谷野 せつ



年が明けるといふことは、何かしら新しい希望を持たせるものですが、婦人少年局の仕事も、新しい年ともいまいまいよその根が広がって、社会の期待にもこたえられるほどでありたいとねがわれます。

労働省のなかに婦人少年局が生れたのは、一九四七年の九月でしたから、今年が婦人少年局も、九つの誕生を迎えるわけです。創々の頃、手さぐりのなかに仕事を創り、すじ道をたてることに苦労をかさねて来た頃に比べると、婦人少年局の仕事は、九年の星霜のなかに、もはやいろいろの仕事の面で、しつかりとした根が下ろされたという感じが致します。けれども婦人少年局が生れたそのいわれであるところの婦人や年少者の生活や地位は、この九年の時の流れのなかに、すいぶん明るくなつて来たとはいふものの、決して個々の問題のありどころが解決されたというものはありません。いやむしろ婦人少年局が生れた頃は、新しい民主主義気分が波にのつて、婦人や子供の保護や解放のこと、上調子なまでに世間の考え方を納得させたものでしたが、年が進むに従つて、そのような考え方は後ずさりをして来ました。そうして経済の波は、世智がらにまで力の弱い子供や婦人をめがけて押しよせて来ています。一頃の酔つたやうな民主主義気分が反省される反面、社会は実力のたまたかの色が濃くなつて、その間にもまれる婦人や子供の問題は、いよいよ複雑さを加えて来ました。婦人少年局の仕事はこうしたなかで、これからが本當の生きた問題に

とつ組んで必要な手を打つときに来ているのではないかと思われます。

内職補導所の設置

婦人の雇用機会が、全体の経済に押されていよいよ窮屈になつてまいりますと、勢い家庭内職をしてでも、生活の足しにとねがう婦人が増えて来ました。婦人少年局が一九五三年に実施した東京都内百二十三万世帯にわたつて調査した結果では、その一割——十萬世帯の大きな割合で家庭内職が行われていました。けれども家庭内職については、授産所や内職あつせん所が、仕事の世話をしていますが、ひろく内職調査を実施して内職を把握し、その情報を提供したり、内職に伴う問題の苦情処理について面倒をみるころまでには手がのびていません。そこで婦人少年局では、内職に関するこれらの切実な問題を解決する一つの手がかりとして、一九五五年には、国の補助を得て、東京、大阪、名古屋、川崎、八幡の各都市、全国五ヶ所に内職補導所を設ける運びに至りました。今年はこの機関が実際の活動を開始して内職者のためのサービスに当ります。婦人少年局では、さらにこれを全国的な組織の拡充によつて、内職者援助の仕事を促進したいと考えて、一九五六年には、全国に十ヶ所の増設を計画していますが、何分にも予算の伴う問題で、その成行きが懸念されています。家を外にして働くことの困難な未亡人、老人、身体障害者、失業者、家庭の主婦等のため、この施設が最も有効なサービス機関に

成長して、社会の福祉に貢献するようにと、私は心からなるねがいを寄せています。

家事サービス職業補導所の新設

婦人と年少者

婦人の雇用機会については、年長者であるほど原則として困難であることは申すまでもありません。とりわけ未亡人等は、ウデに職もなく、その上子供があるという事で、いつそその就職を困難にしております。そこで未亡人等に対しては、とりわけその就業を容易にするための何等かの社会的配慮がなされなければなりません。婦人少年局では、かねてから未亡人の職業対策の問題をとりあげ、数次にわたる調査を実施して来ました。一方、婦人少年問題審議会でも、その対策について検討を続けて来ました。その家庭生活の経験が生かされ、且つ婦人の雇用市場で比較的需要の多いものとして、先ず家事サービスの職業、いわゆる家政婦・女中等の仕事が最も適職であるとして、これをさらに社会によろこばれ、信頼性のおけるものにするためには、家事サービスについて職業補導を行うべきであるとの建議が労働大臣になされました。そうして一九五五年には、家事サービス職業補導所の予算が、東京に一ヶ所だけ認められ、今年には新設のこの職業補導所が家政婦養成のため実際に動き出す運びに至つています。モデルケースとして生れたこの新しい補導所が、未亡人の職業対策としてだけでなく、ひろく一般家庭婦人にも喜ばれるものになり、かたがた多

くの家事使用人のよりどころとしての役割を果せるようになるであろうことに私は心からの期待をよせ、その運営に万全を期したいとねがっております。

売春禁止法に伴う諸施策の推進

一九五五年は売春禁止法が婦人議員の手によつて国会に提出され、大きく世論をわかせた年でありました。もとより売春問題については、早くから婦人少年局が調査に啓蒙に大きな役割を果し、婦人少年問題審議会の建議が直接世論をたかめるのに、大きな貢献をして来たことはいうまでもないことであります。婦人議員によつて提出されたこの禁止法案は、否決のうき目をみました。これによつてたかめられた世論が反映して、国会の決議を生み、これを裏付けるための措置として内閣に売春問題連絡協議会が生れ、一九五五年十月の終りに関係各省の局長を構成メンバーとして出発いたしました。この協議会は、売春禁止立法と、これに伴う転落防止並に保護厚生等の諸問題を検討して、い

労働者家庭の福祉対策

又一方、婦人の就職対策については、女子の職業指導所を全国に拡充すること、とりわけ寄宿舎施設を附設して入所を容易にする等の要望を職業安定局に申入れて、その予算化についての検討援助を行つています。さらに又、売春婦の前借金に関する新しい判決が発表されて以来、売春婦の厚生相談が激増し、このため婦人少年室はとみに多忙を加えて来ました。人身売買の早期発見、売春婦の保護厚生等、第一線の婦人問題に関する相談機関としての役割が充分に果たされるよう、婦人少年室や婦人少年室協働員の拡充について何とか、社会の理解と協力を得て実現したい念願であります。

防止並に保護厚生等の諸問題を検討して、い、婦人少年局ではとりわけ転落防止と職業対策の見地から、女子就職助成貸付資金制度についての予算化と立法化を鋭意研究中であります。これは人身売買の過程において発見されたもの、或るいは売春婦であつて転業を希望し、就職の見込み確実なものに対して、都道府県が貸付の主体となつて、支度金、交通費、月謝、技能修得中の生活資金等の貸付を行い、職業更生を容易にするめよとする制度であります。

日本の主婦の大部分は労働者家庭の主婦であります。労働者家庭の福祉をはかることは直接労働者の能率に影響を及ぼすばかりでなく、ひろく婦人の地位にもつながる問題としてその意味は重要であります。婦人少年局ではかねてから労働者家庭の福祉問題を取りあげ、生活指導の面から啓蒙活動を実施して来ました。けれども労働者家庭の福祉の問題は、生活技術とともに、各般の政策の面からの必要な手も考えられねばなりません。そこで婦人少年局では今年には労働者家庭の問題を二つの面から促進しようと考えました。その一つは労働者家庭の生活指導を重視することであり、生活技術に関する「シリーズ」を制作して、これを労働者家庭に配付し、さらに協働員等を補導員として、労

勤者家庭地区に派遣する制度をも検討して、労働者家庭の生活の向上に資するようなプログラムをすすめたいと思つています。又一方婦人少年審議会でも、労働者家庭の福祉問題を、ひろく行政上の観点からとりあげ、これを政策に反映させたい意向で熱心に問題点の検討がすすめられております。

働く年少者のための施策

最近の経済のデフレ傾向が年少労働者にあらわれた一つの傾向は、中小企業に年少者が増えていることであり、これは大企業方面での大人の労働者の移動が少いため、年少者のこの方面への就職機会が狭められ、その結果として中小企業に流れ込まざるを得ないからです。けれども中小企業は一般的には大企業に比べて職場の施設が貧しく、多くは年少者の保護のために充分な意をつくつていないといえないので、年少労働者に関する労働基準法違反の九一%は、中小企業に属しています。そこで婦人少年問題審議会では、かねてから中小企業に働く年少者の保護、福祉の問題について検討をかさねて来ましたが、一九五五年の終りには、年少労働者の保護福祉対策として、関係方面への建議がなされる運びに至りました。婦人少年局では、この建議にもとづいて、中小企業に働く年少者のため、特に労働管理指針を製作し、さらに又、健康管理や余暇生活の指導とりわけレクリエーション活動を推進させたいと考えて、これを具体化する措置として協同体で実現するため

の運動を展開しようとし、今その予算化のための努力が続けられています。年少労働者の六割が中小企業に働いている現状からしても、将来の職業人、社会人を育成する上からも、何とか実現させたいのであります。

又、児童の不当雇用慣行については、年々困難な調査をかさねて来ましたが、今年には特に春防止の見地から、長欠児童の発見を通して、その未然防止に力を注ぎたいと考えてあります。さらに又、両親や片親のない子供の就職についても、偏見是正のため、いつそう強力な啓蒙活動を展開したいと考えてあります。そうして就職の場合の身許保証については、関係機関と提携し、援助のための組織化をすすめることも、援助資金についての予算化にも努力を傾けたいと思つています。

この外、最近とみに増加の傾きをみせている盛り場の花売り娘等、街頭年少労働者の実態調査や新聞配達等、特殊の雇用契約の下にある年少労働者の実態調査を実施して、その保護策を検討したいと思つています。

以上の外、漁村に働く婦人の生活実態調査や各種産業に働く婦人労働者の実態調査を実施する外、主婦の家事労働についての経済的効果なども新たな面から分析して、生産に貢献する主婦の役割の意味についても深く再検討をしてみたい念願であります。

一九五五年には働く婦人の数が増えているとはいえ、職場の婦人問題はなかなか複雑な意味を持つて来ました。婦人の就職難、既婚婦人の

就職の増加と母性保護の問題、女子青年制の切り下げ、女子の結婚による辞職勧告の問題、賃金についての男女差問題等、どの一つをとりあげても、その解決は容易ではありません。働く婦人や年少者の保護、福祉についての啓蒙活動は、いつそう強力に押しすすめるべきでしょう。そうして一九五六年は、日本の婦人が参政権を行使して、ちょうど十年目に当る年であり、婦人の地位を反省して新しい成長への歩みをはじめめるためにも全国婦人会議を含む婦人週間は、例年にもまして意義深く持ちたいものだと願つております。

又、国際的にも、一九五六年には、東南アジアで「婦人の労力を有効に使うため」の国際婦人労働会議が、I.L.O.の主催のもとに、開かれようとしています。未だ東南アジアのどの国で開かれるかについては明らかではありませんが、このような情勢のなかで、婦人の国際交流もいよいよ盛んになることが予想されます。婦人少年局が荷つている婦人の国際広報の役割も、いつそうその重要性を加えることとしてしよう。

◇二政党の婦人局・部長決まる

新しく統一された二政党の婦人局部長が次のように決定された。

- 自由民主党婦人局長 最上 英子
- 社会党婦人部長 赤松 常子

年少労働者の保護と福祉

婦人少年問題審議会の審議を中心として



桐原 葆 見

幼稚園から大学まで教育の制度はいかに立派に完備されたとしても、もし国民大衆のすべてが、社会の一員として十分に働けるように、そして幸福であるように、その能力を育て、その志をとげることができなかつたならば、それは文化の名に値しない。

義務教育をおえて上級の学校に進み得ない過半の年少少女は、きそつて職業の現場におり立つて労働につく。そうしなければ生きて行けないのである。そうして、そこで教育と向上への機会から永久にきり放されて、一生を下積み労働に運命づけられているものが如何に多いことか。

このような年少者が、今日あらゆる産業の分野にわたつて、あるいは雇用されて、または父兄の手伝いとして、労働しているのであるが、それらはいずれもいづれもこれからの心身の発達を妨げなければならぬ各自の人生の最も重大な時期にあるものである。いさしくも

その発達を妨げられたり歪められねばならない理由はないのである。その上にこの多くの若者達は、わが国の経済の上において、現在すでにそれぞれの任務を負うて少からぬ役割を果しているのであるが、将来生産の第一線において果す役割りは極めて大であるといわなければならぬ。ここに年少労働者の十分な保護育成が図られなければならない理由がある。

この年少者の保護福祉については、制度的に現在諸般の措置が講じられているが、実質的にはなお幾多の問題がある。特に年少労働者を最も多く包容している中小企業における労働条件や労働環境は、これら年少労働者の健全な発達を保障するに十分なほどに、全部が良好な状態にあるとは決して言われない。

欧米諸国においては、労働者少年の育成について、極めて積極的な施策が行われて、国も、経営者も、また労働組合もこれに懇切な手をさしのべている。それとわが国の現状とを併せ考

えて、婦人少年問題審議会は、昨年中数次にわたつて、問題の所在と対策とについて審議を重ねた結果、国においてはこのために更に積極的な保護施策を講ずる必要があるとの結論に達し、年来その内容に関する意見書を決定し、併せて中小企業における年少労働者の労働管理の指針をとりまとめた。

この意見書は、第一労働保護に関する問題と、第二、福祉厚生に関する問題と、第三に雇用、通学、社会保障等に関する諸問題をとりあげて、おのおの現制度の下において当面実施されなければならない最少限の施策をあげて、関係各方面にこれが実施を促したものであつて、もとよりその根本的対策としては、青少年保護に関する総合的な単独立法の制定の必要が認められる。

一、労働保護の諸問題

(一) 一般の問題として、現在労働基準法の

婦人と年少者

適用事業場に勤めている年少労働者の数は約七十五万であるが、そのうち従業員百人以上の中小企業に勤めるものが約五十五万、総数の六六%にあつてゐる。他面、最低年齢違反や年少者の労働時間、休日、深夜業等の違反など年少労働関係の労働基準法違反件数をみると、従業員百人以上の中小企業におけるものが、総件数の九〇%以上を占めてゐる。また、年少者の労働災害も総数の約六割五分は、これら中小企業においておこつてゐる。

これらのことはもちろんその従業者の絶対数に比例するわけであるが、それをほかに越えて圧倒的にかたよつてゐる数字をみると、これら年少労働者の犠牲において、中小企業にしろよせられたわが国企業の苦難が、辛うじて切りぬけられてゐることを思ひしめる。これら多数の年少労働者が酷使されることによつて、わが国の経済が崩壊からまぬがれてゐる、といつても過言ではないようである。これほど悲痛な事実があつてよいものであろうか。致し方がないといつて許されるものか。

これに対しては、何よりもまず、労働基準監督機関は、中小企業における労働時間、休日等の労働条件と、危険防止措置と安全教育とについて、積極的な監督と指導とを実施することが要望される。中小企業の一部には、労働基準法の履行が作業能率の低下を来すもののように解せられてゐるが、その規定をまもり、それを合理的に運用することこそ、年少労働者の健康を保ち、その作業意欲を高め、したがつて作業能

婦人と年少者

の夜間通学によつてみだされ、それが学歴を偏重するわが国の現社会において向上への唯一の途であるように思はれてゐる。また「働きつつ学ぶ」ことのできるこの定時制高校の施設で、労働青少年に対する教育の機会均等が実行されてゐるように当局者は考へてゐる。けれどもこの「働きつつ学ぶ」という言葉はインキキである。労働青少年は概ねその職場における貴重な体験とは何のかかわりもないことを、この夜間学校で学んでゐるのである。だからそれは「働きつつ学ぶ」んでゐるのである。この労働と学習との二重負担は、とりわけ発育期にある青少年の発育と健康とを蝕んでゐることは、たとえこれら定時制高校の生徒の身体諸測度の年齢的発達、全日制高校生徒のそれに比べて、男女ともに全国平均の上で一般に低劣であること、これを比較的優秀な選ばれた大会社の養成工だけについて比較すると、その定時制高校に通学してゐるものは、通学しないものに比べて、より著しく低劣である。また結核罹患率が定時制高校生徒には高率である。血液ヘモグロビン量の減少および生理的疲労兆候のあらわれが、定時制高校生徒の、比較的重劇な労働に従事してゐるもの程、また高学年になる程、著しいことなどの事実によつて証せられる。

故に、定時制高校においては、その生徒の保健衛生について、もつと考慮を払ふ必要がある。疲労検査をしてみると、登校して授業の始まるのが、昼間の労働の疲労のために機能の最も低下した時点から始まることになつてゐる。

率の向上をもちたらずものであることをよく知つて貰ふ必要がある。これを周知させる努力がまだ必ずしも十分に払われてゐない。すなわち、特に中小企業の経営者に対して、年少労働者の取扱ひ方について、文書や講習によつて啓蒙する手段を講ずることが急務である。

(二) 特殊問題としては、第一にいづゆる人身売買による不当雇用がまだにその跡をたたない。これが被害者は、昭和二十九年中、警視庁にあげられたものだけでも八千六百余名にのぼるが、その二割は年少者である。そうしてその中には義務教育諸学校の不就業児童または長期欠席児童が少なくない。さらに地方的に「船番小僧」(岡山)、「でかん」(「おごしよ」(宮崎)の如く、特殊な不当雇用慣行がまだ残つて常識化してゐるものがある。このように昔の奴隷と同じように現に、年少者の人権が無視されて虐待が行われてゐるのである。

これらに対して、関係機関は相互に連絡提携して、その防止と排除とに万全の措置を講ずるとともに、地方にのこる不当な慣習を打破するための啓蒙に努め、青少年は大人の世界の便宜のために存在するものではないという考え方をひろく徹底するために、組織的な活動をすべきである。散発的、局部的な活動では事態はなかなかあらたまらないであらう。

その二は労働最低年齢未満の児童の就労である。当局の調べによると十五歳未満の就労児童二万余となつてゐるが、この外になお多数の半これは全日制高校の生徒が朝の最も新鮮な心身の状態において学習を始めるのに比べて、大きな相違である。それにも拘らず、その教科の扱ひ方が、全日制の場合と同じように、あるいはそれに準じて、なされてゐることからして全く不合理な話である。

次に定時制高校生徒のなやみは、その職場の終業時刻と学校の始業時刻との関係上、夕食を適時にとることができないことである。しかも定時制高校には給食の設備をもたないものが多い。これについては援護団体などの熱心な励励などもあつて、その設置またはこれに代わるべき施設をもつことが切望される。

また生徒の通学と通勤とに便するために、すべての都市の交通機関は、いわゆる三角定期券の発行を実現して貰ひたいことも、年来の切望である。

以上のことはしかしながら、もとより現制度の下におけるまことに已むを得ざる方途であつて、これよりよいものでは決してない。現行の学制の一部と技能者養成の制度を改革して、定時制高校の授業を昼間労働時間内においてすることとし、職場における日々の体験を学習系統化し、両者を併せて履修課程を満足することとし、十八歳未満の夜間通学は原則としてこれを禁止する。この昼間定時制高校は、高等教育の一環であるが、全日制高校の代用でもなければ、同じものでもない。真にそれこそ「働きつつ学ぶ」ところの高等教育の場である。そうして大学において初めて夜間学習を認める。これ

自労働や臨時就労の児童がゐるにちがいない。その大部分が新聞配達をやつてゐるが、現制では十五歳未満の年少者も許可を受ければ合法的に労働に従事することができるのであつて、そうすれば労働基準法上の保護も与えられるのであるから、労働基準監督機関は事業主に対して、この就業許可手続について指導し、監督することを、この際まず徹底されたいものである。

しかしながらそれで問題は決して解決するものではない。根本的には、十五歳以下の児童が労働しなくてもよい社会的条件を整えられることが先決である。義務教育である夜間中学が公然と開設されたり、あるいは奨励されたりして、これらの労働児童のために義務教育の便宜を与えるという親切は、とんでもないゴマカシである。かえつてこれが、それらの児童の昼間の労働を必要として認める結果となる。夜間中学などという鬼婆の笑顔のような施設を作るよりも、そこに行かなければならなくしてゐる事情を排除することに、何故大人の社会は全力をあげて努力しないのか。同年の少年が明るい太陽の下で楽しく学習をしてゐる姿を心に描きながら、一日中つらい労働に駆使されて、緋のよう疲れした身体を休めるとまもなく、寒い教室で、暗い電燈の下で、学習をする少年を想像してみるがよい。これが義務教育の姿であつてよいものであろうか。

その三は学びながら働く年少者の保護の問題である。労働青少年の向学心は定時制高校へは国家あるいは地方と、産業界とが大なる決意をもつて協力してことにあたらなければならぬ改革であろうと考へられるが、こうして初めて近代産業化した社会の要請と青年のニードとに応じた教育の体系といえるであらう。その数において、またその任務において甚だ重大な労働青少年の発達と向上のために、われわれは、何ものをさしおいても、まずこれが実現に邁進しようではないか。ヨーロッパ諸国にすでにその先例がある。決してできない相談ではないのである。

二、福祉厚生諸問題

その一、年少労働者の一般教養の向上については、要するに、将来に生きる今日の年少労働者は、すべて、今日の労働者よりもその知的水準の高い人間として完成しなければならぬ、ということをおわれれば明確に認識して、それに必要なあらゆることに助力しなければならぬ。今日の青年はすでに一歩前進してゐるのであるが、日々に進んでやまぬ生産技術の将来に対応するためには、その技術の発達の方角から見て、更にその技術を含む産業経営上に起るであろう諸問題と取り組むために、手技と結合した知性の高さが最も重視されなければならぬ。すでにイギリスでは今次大戦の後、現代ならびに将来の生産性向上のためには、働く者の文化的向上 (Cultural Up) が唯一のきめ手であるといふ一般的認識のもとに、青少年工の養成にも、労働者の再教育にもすべて一般教養の

向上めざされている、これは文教および労働行政当局の定めの方針というよりも、むしろ経営者および労働者側の経験に基づく確信であるように見える。それを政府当局が国策の一つにとりあげて現に力を入れてやっているとつた方がよい。このことは、今日の産業の技術的な変革と経営ならびに労働諸問題のう勢から見て正に当を得たものである。

わが国では、大企業においては、その事業場あるいは労働組合に、一般教育施設あるいは図書館を設けて、教養の向上に種々の便宜が与えられてあるが、中小企業における労働者は全く恵まれない状態にある。中小企業では、その業主自体が種々の事情から教養と絶縁したものが多し。だからといって、その若い従業者に教養の機会が乏しくてもよいという理由はない。むしろこれを与えなければ、その企業そのものの将来の発展向上が期せられないのである。

故に、青少年向き良書の普及と、既設図書館設におけるその充実と、さらに年少労働者のための公共の図書設備を拡充整備して、巡回読書指導を併せ行うこと、同業組合等で年少労働者の教養講座などを実施することなどを、労働行政機関は極力指導し、一般社会もこれに積極的な協力をして頂きたい。巡回図書カードの実現を私は戦前から唱えて来たが、最近漸く、二その実現を見なければ、その数においてまだまだ甚だ乏しい。近頃商社の宣伝カーが到るところの街頭で大きな騒音をふちまいているのであるが、あれがもし車の両側に書棚を設けてい

るいろいろの新聞書籍や雑誌をそこにならべて、街々にまつて読ませたり、一定期間そこに預けたり、新刊書の取次ぎの世話をもしたりしたならば、その宣伝商品の名が化粧品であろうと食品であろうと、宣伝効果がきわめて大であろうと思う。折角の街々の巡回に、ただ拡声器でかなりなてるばかりが能ではあるまい。はなはだ知恵のない話である。

その二は、レクリエーションを助長すること。一般教養の向上と相俟つて必要である。中小企業の年少労働者は、その経営および労働の条件その他の関係で、ほとんどレクリエーションの機会に恵まれていない。これがいかにその生活を暗くし、その心身の健康な発達を阻んでいるかは想像に難くない。各所にこれが共同の施設をすみやかに持ちたいものである。青少年の良からぬ娯楽を取り締つたり、取りあげるだけではない。それに先ず良いものを与えることをしなければならぬ。

その三は中小企業の年少労働者の健康管理の問題である。中小企業の労働ならびに環境条件は大企業に比べて劣悪であるにもかかわらず、その健康診断を実施し、衛生管理者を選任すべく指定されているのは従業員五十人以上の事業場である。それ以下の小企業ではこれが無いために、業主はじめ全員が工業中毒の犠牲になつていような例が随所にある。これに対しては、関係行政機関の積極的な指導と、商工業団体の速急な奮起を望んでやまない。中小企業の生産性向上の重要な基盤を培うのである。

以上福祉厚生諸般のことを総合的にかつ最も有効に実施するために、そのセンターとなる労働青少年ホームともいふべきものを、青少年が容易に利用できるように、各地に数多く設けることが、その四として切に望まれる。今日の複雑な社会生活を独りで渡るには、年少労働者はまだ成熟してないのである。是非とも各方面の助力が要る。そうしてその作業や技術面での指導と助力とは職場で行われる。これはいわば父の指導である。これと併んで、その健康、教養その他生活の相談と助力とがなければ、人間としてよく完成することができない。このいわば母の保護助力が、このホームにおいてなされる必要があるのである。

三、その他の諸問題

その一は雇用に関して、(イ)両親または片親のない年少者が公然と不利の取扱いを受けている。その忌避される根拠は、決して正確な理由によるものではない。この偏見に対しては、行政機関は一般の理解と協力を得る方途を講ずると同時に、就職時の身元保証について各地方公共団体がこれを引き上げる等の措置が一般化される必要がある。

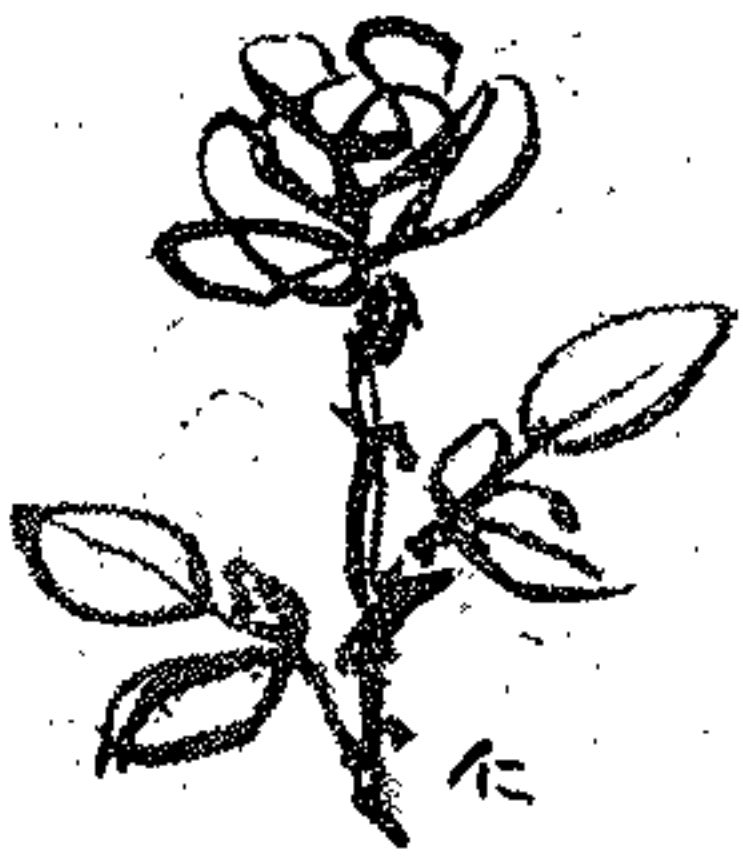
次には(ロ)定時制高校卒業生は、全日制高校卒業生に比べて、その就職条件が低劣である傾向がある。採用の条件は各個人の実質的な能力によつてきめられるべきものであつて、修学課程によつて差別待遇をうけることは、いわれないことである。

次に(ハ)せつかく就職はしたが、いろいろの理由でその後半年の間に退職する年少労働者の数は、年々決して少なくない。その多くは、帰つて郷里の人々に合わず顔がない。またその旅費も持たない。それらの年少な男女は、それからどんな途をたどつて生きていくのか、その調査もなければ報告もない。全く遺棄された彼等は今宵の宿にも、明日の食にも困るにちがいない。それが志を立てて郷関を出てきたこれら十五、六歳の年少少女の、全くよるべない身の上なのである。関係行政機関をはじめ、使用者も、また年末資金かく得に大いに氣勢を上げている人々も、あらゆる方面からこのような不幸な年少者のために、温いそして強い手をさし出して頂きたいのである。

その二は社会保障について、中小企業に働く年少労働者は、健康保険、失業保険、労災保険などの保障をえていない場合が少なくない。これは経営上その他の理由によるものであるが、健康、失業、災害の危険は小企業程多いのである。この保障の最も必要なものに折角の保障がなされないということは不合理な話である。関係行政機関の賢明な措置を強く要望したい。

手にはのらないというにちがいない。また今年の中学、高校卒業生の就職予想は、現在のところ決して好転してはいないようである。とくに大企業の所在しない地方の新規卒業の年少者はいさお他地方の困難な就職に割り込んで行かなければならない。そこもすでに求職者がひしめき合つていのである。このような事情の下で年少者の当面するものは、必ずや雇用条件の低下と労働条件の劣悪化とである。それ故に以上述べた諸事項は、就職が困難であればある程、益々強力に促進されなければならない必要があるのである。

以上は婦人少年問題審議会の議を中心として、それに私見を挿しはさみ、蛇足を加えたものである。(同審議会年少労働部会長)



一九五五年回想

久米 愛

一九五五年の元旦を祝つたのは、ほんのこの間のように思えるのに、もう今年も、巷には、師走のあわただしさがおとすれて来た。あわただしく雑務に追われて過ぎた年の日々を振り返つてみて、さて何が重要だったか、すぐには思

い浮ばない有様だ。終戦と共に日本に訪れた民主主義の夜明けも、十年を経た今日、願調な快晴に恵まれて伸びて来たとは必ずしも云えないと思う。それどころか、今日この頃逆行のきざしが社会のあち

らこちらに見え始めている。平和は日本国民、否全世界の人々の悲願であるにも拘らず、世界の強國は軍備に狂奔している。憲法の改正をめぐる間、あたかも、無力な人間の議論の空虚さを笑うように、いつの間にかやがて都心に堂々たる防衛庁の庁舎が着々と建築中だし、保安隊は「戦力なき」軍隊と称してどしどし充実して行くのは、どういふことなのであるか。憲法と家族法(民法)の改正が企てられていくとき、再び日本国民の基本的な人権が容易に犯されるような態勢に赴くのではなからうかと不安を感じるのには私人ではあるまい。こうしたとき、最初に犠牲にされやすいのは何といつて

も婦人の権利である。民主主義を誇る英米でさえ、婦人が、男子と政治的社会的平等を勝ち得たのは、第一次大戦後だし、自由の祖国のようにいわれるフランスで婦人が参政を得たのは一九四四年のことである。ましてや婦人の権利や平等観に、真鍮な考慮の払われたことのない少数の果敢な婦人運動家の努力を除いては日本社会で、敗戦の結果としてさずかつたような婦人の権利や自由が、無視されがちなことや、犠牲にされやすいことは驚くにあたらずとも知れない。しかし、私は日本の婦人が十年前の感激を忘れてしまったとは思えない。国は破れ、国土は廃墟と化し、数知れぬ人々の犠牲の中で、そして国民の一人一人が、思い出しでもぞつとする苦しいみじめな暮しの後で、それでも、ああ敗けてよかつたのだとみじめ感じ得たのは、日本の社会に民主主義が生れ育ち、個人の尊厳と自由と平等が確保されたと思つたからである。敗戦の意味は、日本の婦人にとつてほんとうに深長であつた。なる程、日本婦人の権利の獲得は、婦人運動の闘争の直接の結果ではなかつたかも知れない。しかし、それは、国民全部の巨大な犠牲の結果だという事に思い至れば、ここで逆コースの波に流されて再び婦人の権利を失ふことは、敗戦の犠牲を無にするこゝとではなからうか。個人の尊厳と自由と権利は近代国家の基礎である。これを確保しないで、民主主義はあり得ないし、平和も望み得ない。逆コースの一つの現象として、民法の改正を機会として、家族制度の復活が、去年頃から随

の方に借りた金を返さねばならぬ義務があつたため、借金を返済するために娘は結局売春を続けねばならなかつた。今度の判決は、娘を売春婦にするからこそ、金を借りたのであるから、この二つは引き離しては考えられない。だから「契約の一部たる稼働契約の無効は、ひいて契約全部の無効を来す」とした。娘に逃げられても、雇主は親に貸金の返還は請求出来ない事になつた。売春をする娘の自由はこのため大きくなつた。この判決の事案は十六歳の少女の典型的な人身売買事件であるが、成年の売春婦自らの借財についても、判決の理論はそのままあてはまると思われる。この判決が直ちに売春禁止に効果があると考えられることは早計だが、これに端を発して、前借金や周旋料の実態がもつと明らかになつて、売春稼働契約は儲からぬものであるようになれば、判決の功績は大である。

分問題にされた。個人の尊厳と自由を無視し、たゞとして徹底した男女不平等な過去の封建的家族制度がそのまま復活することはもとよりあり得ないし、まさかそんなことは誰も考えないであろう。しかし、例えば農地の零細化を防ぎ、日本農村の経営をなす立つものにするという口実のもとに、強く要望されている農地についての、均分相続はやめて単独相続にしようという案は、一見合理的にみえて決してそうではない。一家のなかに、特権を認められる人間を一人作り出す制度は、それ自身個人の平等を破壊し、家庭の民主化をはばむものだからである。農地の零細化を防ぎ、日本農村の経営を合理的にする方法は他に求めらるべきである。これの解決に個人の平等を奪うことは許されない。のみならず、家庭の民主化の一角が崩されるとき、そのみで終るものではない。幸い、数多くの婦人が家族制度復活反対に組織した力であつたことは、如何なる意味の家族制度の復活も防ぎ得るであろうし、この事を日本婦人に理解させるのに役立つと思ふ。

何度か国会に上程されてお流れになつた売春禁止法案が、第二十二国会において多くの人の期待を裏切つて又々不成立の憂目にあつた。しかし、売春禁止法案が呼びおこした売春に関する世間の関心は随分大きかつたように思ふ。この法案がなまじ世間の関心の薄いまま容易に出来上つてしまふよりは、通過しないで、この問題についての世間の関心を強めたことは、むしろ

業といふのは、工員の数が、大体百人以下の事業場をいうのだが、瀬戸では、十人未満の事業場が、全事業場数の四九%、十人以上二十九人未満のものが三五%という有様で、いかに規模の小さいものが多いか想像されよう。こうした小企業使用者側の労働基準法に対する注文は色々あつたが、圧倒的要求は何といつても労働時間の延長であつた。彼等の云ひ分はこうである。女工について云えば、原則一日八時間、時間外労働時間、一日について二時間、一週間六時間一年一五〇時間の範囲では、労使ともにとてもやり切れない、原則として一日八時間しか働かせられないというのでは、使用者側はともなりたつて行かない、のみならず、労務者自身も又、一日、二、三時間の労働時間の延長を心から希望して、労使共にこれを希望し、事業場の衛生管理に注意し、その上軽労働である場合、法律が働く事を禁ずる理由はあるまい、事実、夕方早く帰宅することを望まぬ労務者達は、連日二時間程度の残業を現にしている、これが実状だ、しかし残業することによつて法律を守つていないということ意識しなければならぬのは決して気持のよいものではない、何とか合法的に時間外労働を認めてほしい、このような実情を無視した法律は是非改正して貰いたい、というのである。このちよつと尤もらしい要望には随分考えさせられるものがある。第一に、何故に、労務者自身が時間外労働を希望するのかということである。これは明らかに、賃金が廉いから、一時

しるフランスであつたのだと、逆観的な云ひ方ができないものだらうか。売春禁止法を待たずとも、色々な法律や、政令、条例等で、売春は取締れる筈である。にも拘らず取締が行われなかつたところに問題があるのではなからうか。だとすれば、たとえ売春禁止法が成立しても、それがどだけ効果的に実施されるかについて不安がないではない。法律ができれば目的を達したように考えることは幼稚な法律万能思想で、売春禁止法ができたからといって、日本の社会に行われていく封建的人権無視の人身売買や搾取を基礎にした売春業が、近代社会に存在することは絶対許されるべきではない。しかし、人身売買や売春による搾取は、現在の法律でも取締ろうと思へば取締れるのである。人権思想を高め、売春をする契約はどのような事情の許でも無効であること、どのような目的のためにも、自分の子供を売春婦にすることは悪であることを徹底させる事が、何よりも重要である。

それにつけても、前借金無効の最近の最高裁判所の判決は、売春禁止という立場からも重要な意味をもつたものである。従来判例は、売春をさせる契約と、前借金の貸借契約を法律上別個の契約とみて、前者は無効であるが、後者は有効であるという立場をとつて来た。それでは、娘の稼ぎで前借金を弁済できなければ、親間でも二時間でもよければ働いてわずかな割増賃金を貰わねば暮せないのである。経験二、三年の女工で一日十時間働いて、日当二百円か二十円というところである。又仕事から家に帰つても、文化的生活や娯楽が待つていないわけでもない。働く以外にしようのない生活なのである。使用者が労働時間の延長を希望するのは理由は全く違ふ。こうした中小企業労働者の労働組合の組織率はきわめて低い。まれにあるても組合活動らしいものは何一つあつてない。しかし、大企業を対象とする労働組合は、自分等の労働条件の低下をおそれ、取り残された小企業の労働者に組織化の手をさしのげようとしない。最低賃金制もない今日、小企業の賃金はお話にならないくらい低い。ここに問題があるのである。中小企業の二つや二つ、つぶれてもよいという気はないが、中小企業の経営の合理化と救命策を労働の強化と低賃金に求めることは絶対に許さるべきでないと思ふ。

労働基準法は労働条件の基準の最低をきめた法律である。より短い労働時間でより高い賃金を支払ひ得ることこそ、憲法の保障する健康にして文化的生活に近づけしめるものである。労働基準法以下の労働条件では、健康にして文化的な生活は全く望み得ないのである。労働基準法にかぎらず、日本の社会では実情にあわぬという便宜な理由が簡単に受け入れられがちである。しかしその実情が、分析や批判を経たものでなければならぬ。常に実情ばかりに迎合することは理想を失ふことである。(弁護士)



家族計画運動と婦人

加藤 シズエ

婦人と年少者

わが国では、国をあげて家族計画を叫びだしたのはこの数年である。くわしくは昭和二十六年、人工妊娠中絶の急増と、これをなんとか抑制して安全無害な家族計画にむかわせようとするの自由党内閣が、閣議了解事項として、全国衛生部に通牒を發したことに始まっている。

しかし、これは表面だけのことで、家族計画が民間有志のあいだで運動として進められたのは終戦直後のことであり、さらにこの尾は戦前、大正末期から昭和にかけて「産児制限運動」としてさかのぼることができる。戦争や、そのかけ声である「産めよ、ふえよ」で弾圧をうけ、一時窒息したが、これは表面だけの事で、庶民の間では一部の純情な大衆はともかくとして、大部分の妻たちは「受胎調節の方法」を求めた。当時は厳としてグタイ禁止法の存在していた時代（いまもこの法律は残っている）であったのでその真剣さは、いまの主婦たちの比ではない。

かつた。かく申す筆者なども、全国から寄せられる相談に内みつて手紙を書き、サンガー夫人指導による避妊法を教えた。おかげで年におちこまれる憂目にも遭つた。

歴史はめぐる。敗戦。そして結婚ブームからベビーブーム。昭和二十三年頃は出生だけで二七〇万人（現在一七〇万）。これに加えて六〇〇万もの海外引揚者の内地帰還、おまけに住の地はたつた四つの島。インフレーションで生活はくるしいし、しかし子供はつぎつぎうまれるし、それで優生保護法という法律のなかで「母体保護」を理由に、いともかんたんに人工妊娠中絶（グタイまたはソウハという）ができることになった。大衆もくるしい、国家もくるしい、グタイは非道徳にきまつているが、そんなことにはこだわつてはおられない——あの頃の政府はそんなやぶれかぶれの気持であつたと思ふ。こころした情勢で中絶はふえる。ふえる。

毎年、前年の倍ぐらいつぶされて、昨年度は、公けに届けられたものだけで一十四万。ヤミを加えて二〇〇万件。出生数は一〇四万だから、受胎三に出生一の割合である。出生もまたむずかしきかなといえる。

ところが、中絶ばかりしていると母体がたまらない。いろいろな障害がでてくる。中には死んでゆく母親もある。しかも中絶すると妊娠しやしない。

政府も民間有志もこの事態を憂慮し、ようやく本年から政府は、本腰を入れた。というのは昭和二十六年以後、お茶をにごす程度の申しわけばかりの仕事はしていたのだが、本年からは腰をすえて、いよいよ貧困者に無料指導、無料の薬品器具提供で、新しい予算をとつたからである。

同時に従来、閉古島が鳴く始末であつた優生保護相談所（保健所内に併設が大多数）の整備も、必然的に考えられる段階にきた。又、受胎調節の第一線で働いて貰う助産婦さんたちにも、従来運動の障害となつてきた諸条件を是正した。これは即ち助産婦さんが避妊薬をあつかつてもよいことと、雀の涙ほど（月額二五〇円の国庫補助）の手当を出すことになつたからである。とにかくこの程度でも従来から見れば、正に百歩の前進にあたいする。こんご更に数歩の前進は当然要求せられる。

政府のこんな施策は、民間に反映し、主として雑誌や新聞ラジオのおかげなのだが、一般の受胎調節への関心もこの一二年は急速に浸透

婦人と年少者

している。本年六月の政府の調査では約三三%の夫婦（妊娠可能な）が、とにかく受胎調節を行つている。しかもこの運動が組織的になつてきたことは注目されてよいことだ。即ち従来の有志だけの散漫な実施でなくて婦人会（地域）とか、事業所、もしくは村などが、まとまつて熱意を入れたのである。そしてこの傾向はしだいに強まつていくかにも見える。現在では、こういう処の需要は、指導する側が応じられない時機が近くきているようにみえる。

なしに、政治や行政の行きつまりの打開策として、家族計画を推進する、というふうにとられやすい。これでは結局母性を子供を生む機械として増産・短産の号令下におくことになるので、こういう考え方には納得ができません。

もちろん日本の敗戦後における客観状況の急変が、国をあげて人口収縮への努力をしなくてはならないことは判る。それだからといって、人口問題の解決は家族計画推進にありと叫びうる論理にはならない。

私のいいたいのは、政治家として日本の課題である人口問題を解決するには、もつと別な面——科学や貿易の振興や、国土の開発等の面でもつと積極的に行われなくてはならないということである。

家族計画は、直接そういう経済面とのむすびつきとしてでなく、社会保障や文化という国民生活を引きあげ、明るくする面から推進してゆくべきだと思ふ。

博士が指導している常磐炭鉱地区の婦人などはその最もよい例かと思ふ。PTAの参加者が倍になつた。子供の欠席率が少なくなつた。婦人の病気が少なくなつた。花を習つたりミシン講習をうける人が多くなつた。婦人たちがすがすがしく、明朗に、そしてきれいになつたなど……。

婦人会がどのようにこれを自分たちの課題としてとりあげていくかについては、別な機会にゆずるが、要は熱心な人が一人か二人あればよいと思ふ。それでその婦人会は五〇%の成功といえる。

男性達のこの問題に対する理解はまだまだというところで、人工妊娠中絶の苦痛も知らないし、微妙な女性の感情もしらない。近代の家族計画の運動はイギリスのストープス夫人、アメリカのサンガー夫人を以てはじめられている。二人とも女性であることに注目したい。

日本における家族計画の仕事も、もつともつとわれわれ婦人の声で、政府の行政施策や指導に反映しなくてはいけない——そうでないとなつたように、人口過剰解決即家族計画などと妙な論理をあみだされて、女性はだまつて子を産む器械だという観念から、日本の運動が流れてゆく可能性がある。

これは本年十月東京にひらかれた国際家族計画会議が、その大きな動因をなしたとみられている。なにしろ全世界の有名な人々、学者や受胎調節の権威者たちが、一堂に集つてのディスカッションである。これはまさに偉観であり、あれほど白熱した国際会議はこの数年、なかつたろうと噂されているぐらいである。

さて、国際家族計画会議はこんどが第五回目である。こんどの討論のテーマは「過剰人口と家族計画」であつた。そのために多くの入々、学者がわざわざ出席した。

家族計画推進にとつての大きなポイントになるものに、労組や町村団体とならんで婦人会がある。このうちで、おそらくもつとも重要な位置をしめるのは婦人会であろう。なぜなら家族計画が最も身近な問題である人々の集りだからである。婦人のレベル向上とか、解放とかいつても、その根本的な、そしてもつとも具体的な方策は家族計画をするということではないかと思つている。これは予想でなく、現実をさういふ喜びが受胎調節をした町や村や事業所にはできてきている。例えば、国立公衆衛生院の古屋

すでに日本においては、家族計画をすすめる上での素地はできあがりつつある。この時にこそ私どもの力もより上り、強くなり、そして運動のヘゲモニーを、私共女性の手にとりかえさねばならないと思ふ。

ブラジル移民の主婦たち

高崎節子



パーマメントもかけていない移民の主婦たち (中央記者)

はじめに

ブラジルは土地がブラジル社会の構成や移民問題をぬきにして、いろいろの問題を考へることにはできないようである。日本の二十倍もあるようなひろい国土であるのに、人口が稀薄であるから——北アマゾン州では四キロに一人の割合で世界で最も稀薄——多数の移民をいれて国土を開発し、多量の物質を生産することは、国家の発展上、のぞましいことであることは、ブラジル人の間でも多数の意見であり、當を得たことと思われるが、実際問題としてはなかなか簡単には片付けられるものではないようである。移民を受け入れるにいては、世論は色々な形で推移して行くようである。しかし、現実においては、世論はどうか推移しよう、と、どうあるかと、移民はどしどし入国して今日のブラジルの社会と人口を構成してきている。

ブラジルの歴史は最初から移民と開拓の歴史であるが、一五〇〇年ポルトガル人によつて発見され、一八〇八年に外国移民の入国が許可されるまでは、ここへの移住は奴隷として輸入されたアフリカ人だけであつた。ブラジルを発見したポルトガル人が第一に着手したのは、パウ・ブラジル(赤の染料剤)の伐採であつた。そして海岸地帯のパウ・ブラジルが伐り尽されてきた頃に中部ブラジルの山地に金鉱が発見され、次に西部サンパウ

ロを中心にした小さな社会ができ、東北部に製糖業が始まり、一つの社会が形成されていった。この社会は、構造においては農民を主とし、経済的な技術においては奴隷制度を基盤とし、その社会構成においては混血(白人、黒人)によつてできたものであつた。今日のブラジル経済はコーヒーをもつて代表されるが、コーヒー以前は砂糖であつた。そしてこの砂糖がブラジルの開拓と経済面の世界的繁栄の第一歩であつたが、この繁栄はブラジル発見者ポルトガル移民の労働力によるのではなく、それは全く極端に稀薄な人口のため不足する労働力を補給する目的で、アフリカから輸入された黒人奴隷のおかげであつた。黒人奴隷の輸入は一五五〇年から一八五〇年まで、実に三〇〇年の永い期間にわたつて、大規模の組織で行われたもので、入国総数は三〇〇万をはるかに越えていると推定されている。今日までブラジルに入国した外国人として、その数では筆頭に位するものである。

ブラジルの開拓と経済は、文字通り黒人奴隷による三〇〇年間の奴隷経済によつてつちかわれたものである。そして、ブラジル経済機構、つまり社会機構の中心は、農村家族主義、父長制度の、家中核、家族中心であつた。一八八八年、奴隷解放による労働力の減少は、外国移民の労働力にまつより仕方がなくなつた。奴隷労働から、近代的

賃金労働への切り替へは、外国移民によつて、困難を打開することができた。はじめはドイツ移民、後にはイタリア移民というふうに変つて、ついに現在の日本移民時代が来た。

近代の労働移民が資本主義の勃興とともに起つたことはほぼ学者の定説であるが、日本資本主義は、封建的な農村の過剰人口を土台にして発展した。相対人口外の二・三男女が、都会に、或は他の地方へと出稼ぎに向つた。その波におされて都会の庶民たちも動いた。女工募集、工夫募集など、また、北海道、朝鮮、満州、ハワイへと、出稼ぎに誘われて移動した。このような日本の国内事情の時に、ブラジルでは奴隷を解放してからのち海外の労働移民の導入によつてのみ産業を発展させることが可能な状態であつた。ブラジル側が日本や諸外国に要求したのは主としてコヒーシブル耕地に働く定着性をもつた農業契約労働者であつて、一般には、開拓、農業開発ということがあり、勤勉な農民、労働者であれば、それだけで充分に移民の資格になつた、といふことは想像できることである。いろいろな國の、わけて、イタリア、ドイツ、オランダそして、日本の、若い夫と妻とその子供、若父母をまじえた大ぜいの娘やむすこや、移民するために、急ぎめとつた幼い妻、養子、いろいろな形で、移民のための資格をとりたくて家族が構成されて、ブラジルの広大な原始林の中

にはいつて行つた。その中心は、男と女、そして、女たちは、男のよりどころであつた。ブラジルの今日の繁栄は、女性を伴つた故に、妻が夫を定着させたが故にといつても過言ではない。

日本の移民の主婦

さて、私はブラジルの奥地を旅行した。農地はコーヒー園が連なり、その広大な眺めは素晴らしいものであつた。ブラジル本国人、英國人、スイス人、ドイツ人、イタリア人などその所有している耕地の広さは日本内地の日本人の感覚ではちよつと納得できないくらい広いものであつたが、日本人移住者も又広大な耕地の地主となつていた。日本移民がブラジルの土地をふんでもう五十年近くなる。その間、農業契約労働者から借地農へ、借地農から小地主へと、又開拓成功者として、ある者は大地主へ、商工業者へと経済的に進展していった。今日では大部分のものが大なり小なり各一人前の移住者として生活できる経済的基礎を築きあげている。ところが、日本移民は、ひたすら、金を貯めて故郷に「ニシキ」を飾りたいという明治大正また昭和初期のままの、いわゆる日本人の出稼ぎ根性に終始して、それに急であつたために、その経済の上に築かれなければならない文化の面、特に、人間関係の面ですつと遅れてしまつたようである。

前近代的な農村の家族関係、地主小作関係的なものが、繁栄後の世界の進展をよそに日本人移住者の社会には、いまでも固守されている。

ブラジルはぼう大な農業國である。その國の構造が前述したように農民を主とし、ドレイ制度、が経済的技術の基盤となつた農民社会で、農村家族主義、父長制度の家族中心である。こうした伝統と環境の中に過去五十年間貧農を主体とした、最も封建性を多分に持った日本移民が、おくりこまれていつたのである。富を築きあげた旧日本移民の妻の地位は低く、彼女は柔和で、賢妻で、働き者である。パンバ(広野)の真只中の孤獨、あらゆる(移民はそう呼ぶ原始林)のほとりの余りにも原始的な生活経験、過労、粗食、旧移民の妻の死亡率は、その幼児のそれとともに高かつたし、今も高い。旧移民の妻は生気がない、精神的にも肉体的にも全身疲勞をしてゐる。中年または老年ない女性たちが、奥地の巨万の富を持つた成功者の家に、ひっそりと生きてゐる。サンパウロなどの都会地の病院のベッドに生けるしかばねとなつてゐる。日本移民のただ働け働けのがむしやらの労働ときんべんは、経済的に日本移民の地位と基盤をつくつた。しかし、その成功のかけには妻の過労と死のぎせいがあつたのである。旧移民の妻の地位は低いし、移民妻としての働きに余り誇りを持

つていない意識の低さがあるが、姑と使用者としての彼女の意識はむしろ過剰なくらいかこく非情である。

長男の嫁、次男の嫁、三男の嫁と、その嫁たちは姑の言葉のまま動く人形のような存在で、柔和で勤勉で、おそろしく無口で、多産である。嫁はまさに明治時代の嫁であり、姑は明治時代の姑であり、父長制度の家中核の大家族生活をしてゐる。旧移民の妻たちは口を揃えて新移民(終戦後の移民)の妻のおしやれとなまけ者であることと、子を生まないことを、夫婦むつまじいことを非難する。自分が生きてきた過去のあらゆる原始的な労働を新移民の妻にも強いようとする。自分の経てきた原始的な苦勞はあとにつづく移民もすべて経験すべきである、と、彼女は思ひこんでゐる。希望のない勤勉、粗野、非科学的な生活体験、しなくてはならぬ苦勞はする必要はない。これは新移民の主婦の声である。しかし新移民の主婦はせつがちでにんたいにかけ

る。新移民の主婦の不平不満はその夫の心を動ようさせ、夫は現在の移民地に失望し、転々と流転し、やがて、ブラジルそのものに失望し、脱落して行く。新移民の妻でブラジルのパンバの奥地の孤獨と流転の生活の不慣れと心勞の衰しさのために精神に

異常を来たす若い妻の姿がある。

旧移民たちは、古いブラジルの奥地の明治時代的な環境とふん圍氣と伝統から脱皮すべきである。移民地によき科学的民主的なふん圍氣をつくり出し、家族関係を民主化させなければいけない。戦後渡伯した新移民の評判は悪い。彼等は配された土地が気に入らないと、その移民地をすてて、他の土地へ逃亡してゐる。これは移民問題に大きなマイナズを呼ぶ。新旧移民の主婦たちがもつと親しく話し合い理解しあふことは、今後の移民問題に大きなカギの役目をするともなるに、主婦の地位を高める原動力ともなるであろう。(東京婦人少年室長)



奥地の原始林のほとりの移民の家族たち



一九五六年に 婦人少年局のぞむこと

東京農業大学教授

我妻東策

い。府県庁の婦人少年室など手不足と予算不足で、なかなかそこまで手が届かないでしょうが、一つ工夫してみたいものです。

全農同盟中央委員

船山登美

今年の二月の総選挙にあたり、朝日新聞が選挙情勢をつかむため行った世論調査の結果によれば、多くの選挙区で、候補者の名前の答えられない女性が三〇%から四九%もあつたというのですが、いまさらながら日本の女性の選挙関心の低いことにおどろかされます。婦人参政十年後の今日、婦人の政治意識はまだこんなに低調なもので、どこかで、そのうちでも特に農村婦人の意識が低いのでしようから、なお一層、農村婦人の啓発に力を入れて頂きたいものです。

その一つの方法として、春の婦人週間の行事をもつと地方に浸透させたいものです。中央婦人会議と同じような会議を都道府県でも、市町村でももつようになり、とくに市町村の会議をもちたい。すべての市町村でなくても、たとえば中央婦人会議の議員出身市町村とか、いろいろな手がかりのつきそうな所から始めるのも一つの方法でしょう。費用や人手の面で、そのむずかしいことはわかりますが、そこを何んとか工夫してはほしい。

官庁の予算の組み方や主管当局の予算の確保はなみなみならぬ苦勞があることと思いますが、予算措置についても下部大衆に納得できるものであり、婦人少年局の活動が十分できるようなものとするよう望みます。

第三に、婦人少年局にはすばらしいアイデアの資料が豊かに揃っていること、はたのもしいことですが、これがどうしてもつと利用されないのかということも予算に制約されて部数が少ないことも一つの原因ではありましようが、アイデアの翻訳臭さというものが大衆にびつたりしないためではないかと思われまうので、資料の編纂にあつて、このへんのことでも再検討されるよう望みます。

青森県南津軽郡平賀町婦人会長

舟本寿代

第四に、出先機関の充実を望みます。出先機関を拡充して、婦人のセンターとして、婦人に幸福をもたらすとともに、男性の理解と協力を深めるための機関となるよう、その発展を切望するものです。

か月間交通の便が途絶えること、後の六月は有無を問わず、農業生産業務に束縛される生活のために文化の吸収にうとく、そのため社会から隔離された一つの環境をつくつていきます。

農業の主動力となるのは婦人であり、家計のやりくりは主人又は姑であり、婦人は機械的な存在として労働に携わり、その上、朝晩の炊事があるので、ラジオさえ聴く余裕もなく、一日を終るわけでございます。

こう考えますと、婦人少年局の活動分野が如何に大きく、そのもつ意義の重大さを感じますが、残念ながら当地では、現状のままでは婦人少年局又は婦人少年室の存在すら認めないのでございます。

なぜならば、現在の機構では、農村婦人のための労働条件の改善にあまり役立っておりませんからでございます。

結論として農村婦人の向上は農村を豊かにし、生活改善することにより婦人の地位向上の方向があり得ることで、むしろその点では、生活改善普及員によることが大きいからでございます。

そこでさしませまうて婦人少年局に望むことは、農村婦人の地位向上を図るための手段として、現在の生活改善普及員を婦人少年局に吸収ないしは系統機関としての活動分野を拡げ、生活改善により婦人と年少者の条件改善を行うようにしていただくべきでございます。

弘前市二天婦人会

島口ちよ子

婦人と年少者

私の近くに生活改善モデル部落があります。この部落の生活改善は、家庭経済の責任者である男たちが、自分の飲食に使う費用を自しゆくして、たとい、ささやかな改善でも、家族全体が住みよい家にするために使おうというので、なされたものだということです。又、夜は九時以降は女たちの自由の時間とし、客があつても気兼ねする必要もなく、眠りたいもの、本を読みたいもの、針仕事をしたもの、それぞれ思うようにしているとのこと。このように男の理解のあるところには女の成長があります。このようにして、この村の女の人たちは認められてはきていますが、まだ救われてはいないようです。

そこで婦人少年局に望むことは、なぜ救われぬのか、その原因を追求していただきたいことです。ただデータで私たちに示すだけでなく、もつと積極的に婦人の問題点について助言を与える機会をつくつていただきたいのです。過去十年に婦人が歩んだ進歩は大きいですが、これはほんの一部分の婦人であつて、末端の婦人には一步の前進も見られない人が多いう状態ですから、まだまだ婦人少年局の活動に期待することも大きいのです。今後男の云い分、女の云い分正しい観

点から解剖して、民主生活の根本的な改善の方向を私たちに提言して下さい。

全日本国立医療労働組合婦人部長

井上よしみ

私達医療に従事する者は、特殊な勤務をしなければならぬ状態におかれております。医師は、患者の急変に何時でもかけつけられるよう、看護婦は、夜間も食事中も、休憩時間さえ、患者から目を離すことは出来ません。

無理な勤務も「奉仕の精神」ということかたづけられて来ましたが、化学療法、外科治療がとりいれられ、そのしわよせは、多くは看護婦、雑役夫(婦)の労働強化となつてあらわれ、「奉仕の精神」にも疑問をもつて参りました。現在次のようなことが問題になつております。

- 一、産前産後の休暇、生理休暇、長期病欠、年次休暇がとれるよう、交代用員を確保したい。
 - 二、結婚しても続けて働けるよう、官舎託児所を設けたい。「結婚したらやめる」という誓約書さえとられていた所もある。両立させるよう組合内で協力し合うと同時に、設備の完備を要求します。
 - 三、交代制勤務の深夜勤務の時間短縮
 - 四、看護婦学生臨床実習期間中の身分保障
- 障一看護婦の不足を、学生の實習によつて補つている現状で、学生は公務

員ではないという理由で、感染しても「不治退学」の名で、卒業就職の機会を失つた上、病氣だけ負わされて家庭に追いかえされているので、身分保障が問題になつています。

右の四項目について他産業の人々に知つて頂くため、中央、地域の婦人の集いを強化することについて御援助をいただきます。

★東京の婦人参政十周年記念大会

十二月十七日の午後、東京神田の共立講堂で「婦人参政十周年記念大会」が開かれました。広い会場には各層の婦人たちがあつた。盛大に行われました。

まず原信子さんたちによつて「婦選の歌」が合唱されましたが、これは与謝野晶子氏作歌、山田耕筰氏作曲のもので、婦選同盟の大会ごとに歌われたものです。

藤田たぎ氏の開会の辞、民自党と社党の各代表の挨拶、メッセーシの朗読のあとで、N.H.K.の放送討論会「婦人の政治的向上をはかるには？」が、阿部真之助、平林たい子、中島健蔵の三人を講師として行われました。「婦人会の役員をしてはいる場合、一つの政党に属することは会の運営上どうだろうか」という質問に対し、平林講師は「政党に属したからといって、自分の

きたいと思つて、特に田舎の庶民所職員は、婦人少年室で招集して頂く会合には、比較的出席しやすいし、又得る所も多いと思つて、おねがいします。又、県市私立医療機関に働く婦人(主として看護婦)の実態を知りたいと思つたので、資料集取の点で御援助いただきたいと思つています。

生活ですべて党活動に使うわけではないから、入つてもよいと思う」と答えられました。中島講師は「今の社会では入ることは政治家になることを意味するから、そう簡単には云えない」と答えられ、この問題は一つの宿題となりました。また質問が売春問題に及んだ時、阿部講師と平林講師の意見が対立し、今日の論議の中心からはずれましたが、がぜん平林氏の答弁に熱を帯びたのは、見ものでした。

最後のメッセージ「婦人参政への道」はこの日の呼び物で、岸輝子さんの演出によつて、三十年の闘いを闘つて来られた奥みお、高橋千代、久布白落実、近藤真柄、山高しげり、市川房枝の諸氏が出演され、スライドによつて当時をしのびつくり掛けられました。最後に立たれた市川氏は十年後この日にも必ずこのように集いが開かれることを希望するとのべられました。四時過ぎ会衆も共に歌う「婦選の歌」の合唱のうちに散会しました。

婦人参政権十周年記念

「社会とともに進む婦人」写真

入賞者発表

婦人参政権十周年の記念事業の一環として労働省では、家庭に、社会にそれぞれ、の立場において、めざましいはたらきをしている婦人の姿を画面にとらえ、これを広く一般に紹介するため「社会とともに進む婦人」と題する写真募集を行いました。後援団体として自治庁・公明選挙連盟・都道府県選挙管理委員会連合会・社団法人日本写真協会が協賛されました。

題材は、いろいろな分野における婦人の生活をえがき、社会とともに進む婦人という感じをあらわすもの」ということで、次の六部門に分かれておりました。*

- 〔推選〕 さんま (組写真四枚) 堀田 正 (静岡県島田市)
- 〔特選〕 働く婦人 工藤時雄 (北海道空知郡砂川町)
- フォーックス 植村 強 (宮崎市)
- 〔入選〕 嫁にひかれて 岩本 勇 (福井市)
- 街を清掃する婦人 丸山義正 (北海道札幌市)
- うたごえ 増井資祐 (静岡市)
- 先生さようなら 津茂谷虎雄 (島根県浜田市)

- カイトカール 松永安弘 (佐賀県唐津町)
 - 〔佳作〕 婦人ばかりの慰安会 米沢芳隆 (北海道旭川市)
 - 教育を語る会 奥津 寛 (神奈川県足柄下郡南足柄町)
 - 手とりあつて 多々良元彦 (静岡市)
 - たまた貯金でお布団が 伴野チサ (福島県)
 - 学校給食と婦人 刀根 俊男 (三重県松阪市)
 - 投票所にゆくお婆さん 藤田保次郎 (青森県弘前市)
 - (口絵参照)
 - 幼稚園教諭の園外保育 河辺良昇 (熊谷市)
 - 整肢学院で働く白衣たち 麻見喜三 (大阪市)
- 十二月十三日より一週間、東京新宿三越で写真展を開催し、これら入賞作品を含めた三十点を広く展示公開しました。



北極ものがたり

この絶天然色記録映画はソ連の記録映画監督として知られているアレクサンデル・ズグリジの作品で、極地に二年を費して一九五二年に完成したのも。砕氷船にのり、飛行機とび、厳しい極地の動物の生態をいきいきと

一 年少労働者の扱い方や指導はなぜ重要か

雇ったばかりの年少労働者が、無断でちよいちよい休む、しまいに半年もたないのにやめてしまふ、快活な性格だと思つて採用した筈の年少者が無口にな

から、遊んでやれという気にもなる。それがまた、休みや怠け癖の原因となる。というように、いろいろな好ましくないことがおこつてきます。

最近では、このようなことのないようにするために、労務管理ということが盛んにいわれています。労務管理は、使用者が人を雇う際や、使つてゆくうえに起きるいろいろな問題について、仕事が一番スムーズに能率的にできるように、労働者の扱い方や指導の仕方を通じて、その解決方法を教えるものなのです。

2 年少労働者の特徴

中小企業者の中には、給料や仕事の性質から、中学校を卒業したばかりの年少者を雇入れたいと思つている事業主が多いわけですが、年少者は前に述べたような問題を起しやすいものです。しかし、反面、年少者は大人よりも一層熱心に仕事をすると純真さをもつています。ですから、よい働き手にするかどうかは、その扱い方や指導の仕方如何にかかつて

合、彼等がある事柄を知らなかつたからといつて、常識がないとか、職業科で何を習つていたのだ、と一概にいうのは当つていません。彼等には常識を受け入れる基礎知識があつても、頭から常識がないときめつけられたのでは、やりきれないし、よりよい常識も育ちません。

特に、就職したばかりの年少者は必要以上に緊張しているものだから、この点の注意が大切です。それから年少労働者を使用する場合には、その特徴に意を用いて作業の種類や性質、作業場の施設及び附属施設、労働時間等についての考慮が払われてこそ予定しているような効果が上るものといえます。

1 適材適所とは

世の中の沢山の仕事は、どれも一生けんめいにやればある程度のことではあるものです。しかし、それだけでは各人の能力を十分に發揮させることはできません。早い話が、百米を馳せさせたら絶対速い人も、一万里には弱いということがあります。短距離、長距離、それぞれに向く人を選出することが競技会で総合優勝を遂げる秘訣です。

年少労働者の扱い方と指導の仕方

一 中小企業経営者のために

1

労働省婦人少年局

つてしまひ、何か不平をもつているのではないかと見える。こんな例はしばしばみられます。

また、年少者が、すなおに職場の中にとけ込んでいないようなときには、仕事を教えてもなかなか覚えなない。仕事は覚えても上役や仲間との折角が悪かつたり、無駄に疲れたりする。仕事を面白くない

そこでまず、彼等は学校でどんな教育を受けてきたのか、どんな考え方をもつているのか、身体の發育状況からみて特

理由でやめる年少者が相当多数にのぼつています。これには、年少者自身が労働というものに対する心構えが十分でない

る仕事もあるでしょう、指先が器用でないせよ、人を育てることが必要な仕事もあるでしょう。それぞれに、向き不向きがあるわけですから、よい成績をあげるためには、どんな年少者が自分の会社に向くかということを見分けることが大切なのです。ゴッソツと仕事をし

いのかというようなことを見きわめることが必要です。中学校では、職業・家庭科という授業が行われていますが、義務教育制度のねらいは、社会生活に必要な基礎知識を授けることですから、この場

えましよう。第一に必要なことは、職場の雰囲気や作業に馴れさせることです。のびやかな人に、あしをよよく応対しな

るのが好きな人に、あしをよよく応対しな

さいといつても、しさいには使費をもちよせざるを得ない。

多くの人を一度に採用するような大企業では、採用してから各人の個性や能力に応じてそれぞれの職場に配置すること

「やつてみせる」方法があります。仕事をみるにもやはり限度があります。仕事をみるだけでは大抵の人にはのみこめません。

ただではわかりにくいものです。また言葉だけで言い表わしにくい仕事も沢山あり、適切な言葉で教えることのできる人も少いでしょう。

「やつてみせる」方法があります。仕事をみるにもやはり限度があります。仕事をみるだけでは大抵の人にはのみこめません。

2 正しい教え方

正しい教え方とは、正確に、安全に、気持ちよく、仕事ができるように、速く覚えさせることです。

初任給、昇進等の労働条件 (ホ) 必要の学歴、性別、資格及び体力

2 どうして雇入れたらよいか どのような仕事にどんな人を雇うかという基準がきまつたら、どんなふうにして募集するか、どんなふうにして自分の会社やその仕事に適しているかどうかを見分けたらよいかということになります。

中小企業では、縁故募集が多いようですが、この方法は、手軽であつてしかも身元事情がよくわかり、雇入れたら年少者も紹介してくれた人の好意に対して責任をもつて働こうとするといった利点があるのですが、反面、なんといつても紹介される範囲がきまつており、紹介してくれた人に対する情義がからんで適材適所というとはむずかしい、といった大切な点に難点があり、また事業所の内に「派閥」を作つたりして、他の従業員の不平不満の原因になるというふうなことも起りがちです。

全国五三〇カ所の公共職業安定所や学校を利用する場合には、広範囲から人を選考できるし、公共職業安定所では、専門の知識をもつた人が求人求職についているのと相談に応じますし、学校を通じてすれば、本人の性向や家庭の状況についても詳しくわかつていいるという利点

応用的なものへと系統的に組立てられなければなりません。またこの訓練予定計画は、指導の効果をたしかめるために、誰は、いつ、どの仕事を確実に出来るようになったかということもたしかめられるような予定表を作つておきましょう。次に、最も効果的な教え方をするためには、教えようとする仕事の工程を分解してみる事です。私どもは、自分がわかつておれば、相手も解つていいるものと思ひ、習う人をまごつかせたり、反対に十分わかつていないのに知つていいると思ひこんで、教える時になつてまごつくこともあります。作業を分解しておくとはつきりと教えることができるし、説明をあちこちとひきのばすこともなくて仕事を成否の分れ目や主要な点、急所などがはつきりします。作業の分解は、主なステップと急所とからなりたつています。ステップというのは、仕事をするときの手順であり、急所というのは、一つのステップを行うための鍵ともなるものをさしています。どんな仕事でも、むずかしいところや手ぎわのいるのは、その仕事の中の五割一〇分がすぎないのですが、この僅かの部分の仕事の成否を左右するものなのです。作業員が怪我をしがちなポイント、これも急所の中の一つです。作業分解の仕方、まず実際に仕事をやつてみて、主なステップを書きあげ、

がおりますから、公共機関を利用されることによいことです。

さて、適性を見分けるための方法ですが、書類選考、適性検査、面接試験が一般に行われます。書類選考は、履歴書、学校の成績証明書や推せん状などによつて、応募者の中から、明らかに不適当だと思われる人を除いて、面接や検査の手数を除くのが目的です。

適性検査は、その仕事に適しているか不適であるかを見極めることを目的とします。そのためには、検査する人が、人を必要とする仕事についての詳しい知識をもつていなければなりません。安定所ではこのため科学的な検査に依つています。面接試験は、最後の段階で、総合的に適、不適をきめるものですから、面接を行う人は会社全般の事情に通じ温情をもつてうちとけた態度で接することが必要です。

事例二 印刷物店 和歌山県

従来、得意先等から頼まれて、縁故採用が慣習的になつていたが、縁故関係のため雇用主も雇われる者も互に迷惑する向があり、また縁故関係が本人の優越感となり、他の従業員との調和に欠ける点があつたので、三、四年前から縁故採用をやめ、安定所を通じて採用することにした。その後、従業員間の紛争がなくなり融和してきた。

事例三 印刷所 徳島県

印刷業を希望する年少者は多いが、いざ就職してからなかなか定着する者は少い。これは学校時代に印刷業に対して空想を抱いていたのが、実際に就職してみても事実と空想が相違しているのに失望し、脱落するのではないかと思われた。そこで、新規中卒予定者で印刷業を希望する者のうちから、適性検査の結果等を参考に若干名を職場見学させ、卒業前に、印刷業に対する理解を深めさせるようにした。

三 年少労働者に仕事を教える方法

1 不完全な教え方

学校生活をとおして初めて職場に入つてくる年少労働者は、多分の希望と多少の不安をもつてやつてくる。職場に入つたらできるだけ早く一人前にしたいと思つている。会社の方でも早く能率をあげてもらふことを望む。それなのに、彼等の仕事には不良品が多かつたり、道具や設備の損耗が甚だじかつたり、仕事がおくれたり中断したりする。このようなことは仕事になれていないということもあるが、教え方が悪いために起る場合が相当あるものです。

従来、職場で「般に行われている方法に、「いつてきかせる」といふやり方があります。しかし、たいいていの人はい

事例三 T電機工業所 東京都

入所した年少者には、二日間を全然作業させず、工場内を充分見学させてから各職場に配置する。約一週間してから親会社である工場に赴き、自分達のやつていいる仕事、どの部分に納まり、どのような形で使われるかを見学する。入所後約一カ月してから、作業の余暇に年少者の作業教育講座を開き、テキストを利用して作業行程の図解説明を行い、これが終了すれば、更に高度の教育を実施している。また、年少者の作業に対しては、速さを要求せず、まず仕事に馴れること、精密な作業に対しておそれを抱かせないよう楽な気持ちでやるように指導している。

事例四 M硝子器卸商 新潟県 従来、商品の仕入れ等店の経営面一切を主人がやつていたので、店員は製品の原価も知らない状態であつた。三年程前から毎月末に一カ月の労をねぎらいながら、全員夕食を共にし、各各商売上経験したことを中心に話しあひ、商品の値段、品質、種類等についても他店と比較研究するようにした。以来、仕事に興味を持ちはじめ、自発的に仕事を進めるようになり、気持ちの上でも全員が融合し、商売もやり易く、店の経営も楽になった。

ただではわかりにくいものです。また言葉だけで言い表わしにくい仕事も沢山人も少いでしょう。物事は耳だけで説明をきいている場合は必要以上に複雑に感ずるものです。仕事を口で教えられる場合、果してそのうち何人が正しくそれを理解することができるでしょうか。もし相手がそれを覚えていなければ、それは教えなかつたと同じことです。

「やつてみせる」方法があります。仕事をみるにもやはり限度があります。仕事をみるだけでは大抵の人にはのみこめません。

2 正しい教え方

正しい教え方とは、正確に、安全に、気持ちよく、仕事ができるように、速く覚えさせることです。

初任給、昇進等の労働条件 (ホ) 必要の学歴、性別、資格及び体力

2 どうして雇入れたらよいか どのような仕事にどんな人を雇うかという基準がきまつたら、どんなふうにして募集するか、どんなふうにして自分の会社やその仕事に適しているかどうかを見分けたらよいかということになります。

中小企業では、縁故募集が多いようですが、この方法は、手軽であつてしかも身元事情がよくわかり、雇入れたら年少者も紹介してくれた人の好意に対して責任をもつて働こうとするといった利点があるのですが、反面、なんといつても紹介される範囲がきまつており、紹介してくれた人に対する情義がからんで適材適所というとはむずかしい、といった大切な点に難点があり、また事業所の内に「派閥」を作つたりして、他の従業員の不平不満の原因になるというふうなことも起りがちです。

全国五三〇カ所の公共職業安定所や学校を利用する場合には、広範囲から人を選考できるし、公共職業安定所では、専門の知識をもつた人が求人求職についているのと相談に応じますし、学校を通じてすれば、本人の性向や家庭の状況についても詳しくわかつていいるという利点

応用的なものへと系統的に組立てられなければなりません。またこの訓練予定計画は、指導の効果をたしかめるために、誰は、いつ、どの仕事を確実に出来るようになったかということもたしかめられるような予定表を作つておきましょう。次に、最も効果的な教え方をするためには、教えようとする仕事の工程を分解してみる事です。私どもは、自分がわかつておれば、相手も解つていいるものと思ひ、習う人をまごつかせたり、反対に十分わかつていないのに知つていいると思ひこんで、教える時になつてまごつくこともあります。作業を分解しておくとはつきりと教えることができるし、説明をあちこちとひきのばすこともなくて仕事を成否の分れ目や主要な点、急所などがはつきりします。作業の分解は、主なステップと急所とからなりたつています。ステップというのは、仕事をするときの手順であり、急所というのは、一つのステップを行うための鍵ともなるものをさしています。どんな仕事でも、むずかしいところや手ぎわのいるのは、その仕事の中の五割一〇分がすぎないのですが、この僅かの部分の仕事の成否を左右するものなのです。作業員が怪我をしがちなポイント、これも急所の中の一つです。作業分解の仕方、まず実際に仕事をやつてみて、主なステップを書きあげ、

がおりますから、公共機関を利用されることによいことです。

さて、適性を見分けるための方法ですが、書類選考、適性検査、面接試験が一般に行われます。書類選考は、履歴書、学校の成績証明書や推せん状などによつて、応募者の中から、明らかに不適当だと思われる人を除いて、面接や検査の手数を除くのが目的です。

適性検査は、その仕事に適しているか不適であるかを見極めることを目的とします。そのためには、検査する人が、人を必要とする仕事についての詳しい知識をもつていなければなりません。安定所ではこのため科学的な検査に依つています。面接試験は、最後の段階で、総合的に適、不適をきめるものですから、面接を行う人は会社全般の事情に通じ温情をもつてうちとけた態度で接することが必要です。

事例二 印刷物店 和歌山県

従来、得意先等から頼まれて、縁故採用が慣習的になつていたが、縁故関係のため雇用主も雇われる者も互に迷惑する向があり、また縁故関係が本人の優越感となり、他の従業員との調和に欠ける点があつたので、三、四年前から縁故採用をやめ、安定所を通じて採用することにした。その後、従業員間の紛争がなくなり融和してきた。

事例三 印刷所 徳島県

印刷業を希望する年少者は多いが、いざ就職してからなかなか定着する者は少い。これは学校時代に印刷業に対して空想を抱いていたのが、実際に就職してみても事実と空想が相違しているのに失望し、脱落するのではないかと思われた。そこで、新規中卒予定者で印刷業を希望する者のうちから、適性検査の結果等を参考に若干名を職場見学させ、卒業前に、印刷業に対する理解を深めさせるようにした。

三 年少労働者に仕事を教える方法

1 不完全な教え方

学校生活をとおして初めて職場に入つてくる年少労働者は、多分の希望と多少の不安をもつてやつてくる。職場に入つたらできるだけ早く一人前にしたいと思つている。会社の方でも早く能率をあげてもらふことを望む。それなのに、彼等の仕事には不良品が多かつたり、道具や設備の損耗が甚だじかつたり、仕事がおくれたり中断したりする。このようなことは仕事になれていないということもあるが、教え方が悪いために起る場合が相当あるものです。

従来、職場で「般に行われている方法に、「いつてきかせる」といふやり方があります。しかし、たいいていの人はい

事例三 T電機工業所 東京都

入所した年少者には、二日間を全然作業させず、工場内を充分見学させてから各職場に配置する。約一週間してから親会社である工場に赴き、自分達のやつていいる仕事、どの部分に納まり、どのような形で使われるかを見学する。入所後約一カ月してから、作業の余暇に年少者の作業教育講座を開き、テキストを利用して作業行程の図解説明を行い、これが終了すれば、更に高度の教育を実施している。また、年少者の作業に対しては、速さを要求せず、まず仕事に馴れること、精密な作業に対しておそれを抱かせないよう楽な気持ちでやるように指導している。

事例四 M硝子器卸商 新潟県 従来、商品の仕入れ等店の経営面一切を主人がやつていたので、店員は製品の原価も知らない状態であつた。三年程前から毎月末に一カ月の労をねぎらいながら、全員夕食を共にし、各各商売上経験したことを中心に話しあひ、商品の値段、品質、種類等についても他店と比較研究するようにした。以来、仕事に興味を持ちはじめ、自発的に仕事を進めるようになり、気持ちの上でも全員が融合し、商売もやり易く、店の経営も楽になった。



女子労働者の保護規定に

ついて

女子労働者の労働条件についての保護は労働基準法その他の労働関係法規によつて保護規定が設けられています。それらの保護規定にはどんなものがあり、どのような意味を持つてゐるかについて、いろいろの角度から簡単に述べましょう。

一 女子の労働時間

1. 沿革

女子労働者の労働時間に関する保護は労働保護立法史の中でも古い沿革を持っています。我が国の戦前の保護規定については見ますと、明治四十四年に制定された工場法では女子の労働時間を制限して拘束一二時間（実施は一五年間猶予された）を定めましたが、大正二二年に改正されて拘束一二時間制に改正されました。昭和十三年に制定された商店法では女子に対しては一日一二時間と就業時間の制限をしております。戦後労働保護法規が集大成、拡大されて労働基準法が制定されました。

外国の沿革を見ますと、英国では女子の労働時間制限は一九〇一年に制定され

た工場法に見られ、機械工場では労働時間を一日一二時間、休息を三時間とし、その他の工場では一日一〇時間半、休息を一時間半と定めております。フランスでは、既に一三世紀に労働時間の制限がありました。フランス労働法の起源はやはり一九世紀前半で女子の保護が講ぜられました。

2. 労働基準法の定め

労働時間は原則として一日八時間、一週四八時間以内と定めています。男子は労使が協定して、その旨を届け出れば、時間外労働は制限なく行うことができますが、女子の時間外労働は協定しても、一日二時間、一週六時間、一年一五〇時間と制限されています。昭和二十七年の改正によつて、決算業務に限つて、二週間一二時間以内と定められました。女子の労働時間については、更に次のような例外が定められています。

- (一) 四週間で平均して一週四八時間以内と就業規則その他で定めるときは、特定の日に於いて八時間又は特定の週に於いて四八時間以上労働させることができません。従つて女子の最長労働時間は一日一二時間になります。
- (二) 災害緊急時には時間外労働をさせることができます。この場合女子に於いては一日二時間、一週六時間という時間外労働の制限はありません。
- (三) 公務のため臨時の必要がある場合時間外労働をさせることができます。
- (四) 運輸貨物取扱の事業のうち、特殊日勤者及び一昼夜交替勤務者には、一日一〇時間、一週六〇時間まで労働させることができ、四週間で平均して一日一〇時間、一週六〇時間以内の定めをしたときはその定めによります。従つて女子の最長労働時間は一日一二時間になります。
- (五) 運輸事業のうち、列車、電車等の予備勤務者は四週間で平均して一週四八時間以内で、一日八時間、一週四八時間以上労働させることができます。
- (六) 商店(三〇人以上の者を使用する大商店、デパート等を除く)、興行(映画製作を除く)、保健衛生、接客娯楽の事業では、一日九時間、一週五四時間まで労働させることができ、四週間で平均して一日九時間、一週五四時間以内の定めをした場合はその定めによります。但し保健衛生以外は一日最高一一時間までと制限されています。従つて女子の最長労働時間は一日一二時間、一週四八時間以内と定めています。

- (七) 屋内勤務者三〇人未満の郵便局における通信事業従事者に四週間で平均して一日一〇時間、一週六〇時間以内の定めをしたときはその定めによります。
- (八) 警察、消防職員には一日一〇時間一週六〇時間まで労働させることができ、四週間で平均して一日一〇時間、一週六〇時間以内の定めをしたときはその定めによります。
- (九) 農林、水産従事労働者は男子も女子も労働時間の適用はありません。
- (一〇) 監督、管理の地位にある者、機密事務取扱者は男子も女子も労働時間の適用はありません。
- (一一) 監視又は継続的労働として許可を受けた者は男子も女子も労働時間の制限はありません。女子が就業する場合、変形労働時間制として特定日に八時間を超えた労働時間を定めた場合には女子の最長労働時間は、この場合でも

婦人と年少者

一〇時間以上になる場合があります。女子の労働時間の例外は以上の如くです。女子を法の定めを反して労働させる六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処されます。

3 諸外国の立法例

女子の労働時間についてのどのような保護規定を設けているかを諸外国の立法例に見ますと、次のとおりです。

アメリカ 州際商業に適用される公正労働基準法によれば、労働時間は原則として一週四〇時間と定められており、女子に対する労働時間の制限は各州で区々に行われており、制限していない州もあります。

英国 英国の工場法では女子の労働時間は一日九時間、一週四八時間の原則を定めています。就業時間は食事及び休憩のための時間を含んでも、一日一一時間を超えることはできないと定めています。

工場における業務繁忙の場合、婦人に時間外作業をさせることができる定めになつており、その時間外作業は一暦年につき一〇〇時間、一週間につき六時間を超えることができません。また一暦年につき二五週を超えて行うことはできない定めになつております。但し一日労働一〇時間拘束一二時間を超えてはならない定めです。

内務大臣が時間外作業を必要であると

認めるときは、規則によつて、右の制限以上に、時間外作業を認める旨の規定が認められます。

一週五日操業工場における作業、鮮魚、青果及び野菜の貯蔵、牛乳を取扱う工場、洗濯業、パン若しくはメリケン粉菓子又はソーセイジ製造等に従事する婦人の就業時間について除外例があります。

フランス フランス労働法典に定められる労働時間に関する規定を見ますと、原則は一週四〇時間ですが、女子については一日一〇時間を超えてはならないと定めています。この規定は商業及び工業について適用されます。

西ドイツ 工業に適用される労働時間令によれば、原則は一日八時間、一週四八時間ですが、女子の時間外労働については日曜、祭日の前日には八時間を超えては時間外労働をさせてはならないと定めています。但し交通、旅館、飲食店、理髪、浴場、医療施設、映画演劇、娯楽園芸、薬局、公開販売所及びその附属加工工場、市場は例外です。

母性保護法では妊婦及び哺育中の母に對し時間外労働を禁止しています。眼に世帯内の家事経済労働及び農業経済労働に従事している女子に対しては毎日九時間半を超え、二週間に一〇八時間を超える労働、その他の満十八歳以上の女子については毎日八時間半を超え、二週間に九六時間を超え労働を禁止しています。

約は一日八時間、一週四八時間の原則は

カナダ ケベック州の工場法によれば工業事業場では女子労働者の労働時間は一日一〇時間、一週五五時間を超えてはならず、商業事業場では元旦の前二週間を除いて、市又は人口一万以上の町において一週六時間以上を禁止してあります。やむを得ない場合、又は緊急事態の場合は六〇週を超えない期間で、一日一二時間まで延長できます。

オントリオ州では、工場、商店、パン製造所及び事業所において、女子の労働時間は一日一〇時間、一週六〇時間以内とされています。例外として、工場について原動力の事故、使用者の責に帰さない理由による機械の故障又は特別の必要があるときは、許可を得て一日一二時間半まで、一週七二時間半まで労働させることができますが、一月間に三六日を超えてはならないと定めています。

ソ連邦 労働時間は八時間制をとり、時間外作業は例外的な場合に限り許されますが、妊娠中及び授乳中の者の時間外作業は許されておられません。

中国 原則は八時間乃至一〇時間ですが、詳しいことは団体協約が定めていられると思われま

国際労働条約では女子の労働時間についての特別制限は規定しておらず、男子と同様に扱つています。併し国際労働条約は一日八時間、一週四八時間の原則は

約は一日八時間、一週四八時間の原則は

既に確立しており、繊維工業については一週四〇時間、公共事業についても一週四〇時間と週の労働時間を短縮する方向に進んでいます。

5 労働基準法の施行状況

女子の労働時間と休日について定めている労働基準法第六一条の違反件数は次表のとおりです。

法第六一条違反による送致件数は昭和二十九年の一年間について見ますと、七十二

年	件数
昭和二十八年(2月-12月)	9,617
" 二十四 "	22,791
" 二十五 "	22,926
" 二十六 "	16,686
" 二十七 "	15,805
" 二十八 "	22,882
" 二十九 "	18,191

注 労働基準局調べ

件で、業種別に見ると、工業が五八件でその他の業種は乃至三件となつております。送致された結果は殆んどが罰金となつております。(婦人少年局調べ)

約は一日八時間、一週四八時間の原則は

ので、乳母車製造協会の詳細にわたって調査、検討しました。乳母車の車の部分はずはすれはすれで役に立たないという事情が出され、幼児用品協会、全国乳母車小売商協会と話しあい、信頼できる規格をきめるため技術委員会が設けられることになりました。

二、三の毛布製造業者が、シングルベッド用をダブルベッド用より短くしたことが今年の論議のまどとなっていました。これは最近スプリング入りのマットレスが普及されたことと、婦人が使用目的に合致する品物を要求する声が強くなってきたことによるものです。この問題については業者と話しあう前に婦人団体に質問書を廻し、シングルベッド及びダブルベッド用の毛布の長さの最低をそれぞれどのくらいにするかについて、アンケートをとることに決めました。

委員会はフランネルのシャツが短いという苦情をとりあげて、羽毛のマットレスを使うベッド用のものは、少くも一〇〇寸なければならぬと勧告しました。委員会はまた台所用用品の技術委員会に、はかり用水差、ゼリー型にも規格をもうけるよう勧告しました。ゼリーをつくる時に型をつかつて量を計る主婦があるので、ゼリー型の容量をきめることは是非必要です。現在の型の容量は七、四八オンスで非常にサイズが違っています。ゼリーやプラマンジュの製造業者はこの規格が製品の質に非常に影響するので賛

成しています。規格研究の毛織物の虫よけ加工について研究している技術委員会に対してはゆゆうたん、毛布、毛糸は虫よけ加工をしてから売出すべきであるという決議が多くの婦人団体から出されています。委員会は又プラスチックの幼児用前かけが軽くて、下がまくれ上つて口を覆い窒息の危険があることに気づきました。これに対し、規格品は下の方にひもをつけて後でしぼるといふ案を出す前に、プラスチック連合会にプラスチックは前かけの材料として不適をたしかめあいます。

婦人委員会が技術委員会に呈した勧告の例として次のようなものがあります。「カーテンの布地は縮んだり、色が落ちる必要である。ガスボイラーの蛇口は床から五呎、普通の家庭用バケツが入る程度でなければならぬ。」最近出された電気ボイラーの全国規格では蛇口は床から五呎ということになっています。

現行規格の改訂としては、子供靴の染めの規格がはつきり定められていなかったもので、皮革、緑どりテープ等の染めにたいして規格が改訂されなければならないと勧告しました。

商標、寸法書等については、婦人服に実際の身体の寸法を示す寸法書をつけるという制度が全国規格として懸念中ですが、委員会は、製造業者や販売業者が服のバスト、ウエスト、ヒップなどの寸法

をつけておけば買者にとっても役立つに違いないという意見をもっています。委員会は紳士及び男児服業者についても、ズボンにウエストと丈の寸法を、上衣に胸囲の寸法を絶対にとれないようにしておくべきだと勧告しました。というのは農家の主婦達は夫や子供の、又時には男子服の服を買いにきます。普通紳士男児服には寸法を示した紙片がついていますが、それがすぐとれてしまつて、次に同じような服を買いたいと思う時にこれを買つたらよいかわからないというこ

家事サービス公共職業補導所について

家庭の主婦からの注文

カリキュラム懇談会から

家事サービス公共職業補導所は、未亡人等の職業対策の一環としてその発足が期待されていますが、目下東京都において設置の準備がすすめられております。

その開設に先立ち、婦人少年局では信頼性あり有能な家政婦を育成するにはどうすればよいか、過日、補導の教科細目を中心として一般家庭の主婦、家政婦紹介機関関係者、家政学の専門家等の御意見を伺いました。

次に多年家庭の主婦として家政にたずさわられ、家政婦を使用した経験のふかい四人の主婦のキャリアムについて、の注文をおし寄せして、家事サービス公

とになるからです。委員会はナイロン、ストッキングの業者にこの様な方法でラベルをつけたり、買い手が一番気にいったものをみつけるのに役立つと思うと勧告しました。それは「メーカーの名を洗つても落ちないように入れる。」(2)長さ、足の大きさを包装紙に入れるか、寸法書をそえること。一方この業者のグループは買い手が物のよしあし、買うものをはつきりきめることができるように、品物の種類の規格をきめることにしました。

共職業補導所における事業内容の一端の紹介にかえましよう。(家事サービス公共職業補導所設置要綱参照)

家政婦の心得 家事サービスに従事する婦人は、仕事に信念と誇りを持ち、責任感のつよいことがのぞましいが、一面、自分は何でもわががたつていこうという態度を固執したり、家政の経験や技能をふりまわしたりすることをさけてほしい。

○家族の構成を考慮にいれる。たとえば家族が若夫婦の場合、夫婦と幼児の場合、また老人を交える家族、青少年をもつ家族など、家族の構成によつて家庭の

状況を判断し、その家庭にふさわしい心くばりをする。とりわけ、青少年のある家庭では、話題に特に注意する。そのほか、主人の職業、生活程度、家庭の習慣に応じて、その都度適切な配慮をする。

○家庭の内情に立ち入らない。家族の話に割り込んで口をはさんだり、必要以上家庭の内情をきき出そうとしたり、また家庭内の事情を他人に吹聴すること禁物。

○私事をもち込まない。たとえば、むやみに自分の身上話をしたり、自分の境遇について家人の同情を得ようとしたり、また、家人の留守中に、自分の知己友人を連れてくるなどは好ましくない。

○家事サービスに関する実的な知識や技術を習得させるかたわら、根本的な家政婦の倫理、教養を涵養して信頼できる人柄と確実な身元の保障をしてほしい。

調理 特別の料理よりも、まず毎日の食器の後始末、台所の整理の仕方を指導する。

○どの料理には、材料いくらに対して調味料いくらというように、確実な基礎知識を与え、目分量にたよらない合理的な調理法を身につける。

○各家庭の経済力に見合った食費の見積り方をおしえる。

○めいめい得意とする料理を二、三種もつと重宝がられて働き口が拓ける。

○調理に従事するときの頭髪の始末、清潔な身支度、節制的な服装もあわせて

指導する。洗濯・縫製・つくりもの 家政婦のなかには習慣的な方法で洗濯するものが多いので、洗濯の初歩から教える必要がある。

アイロンのかけ方は、洗濯技術のなかで重要なものである。そのほか、洗濯物の生地と洗剤の関係、電気洗濯機の使い方など、時代の進歩に対応した指導がのぞましい。

住居・器具の手入 まず日常の掃除の仕方をよくのみ込ませる。電気器具の手入と扱い方、簡単な修理の方法も理解させる。衛生的知識を基礎として、ゴミ箱の処理、防虫、消毒の仕方もおしえる。

乳幼児の世話 異常の早期発見は重要な項目。幼児のしつけ方、遊ばせ方、抱き方、寝かせ方など基礎的なことを加える。青少年期の扱い方、PTAの意義など、社会的教育的な分野もいれる。

病人の世話 病状に応じた病人食のつくり方、寝床、寝まきの扱い方など、調理、洗濯、住居全般に関する病人の世話について指導する。また、長期家庭療養患者の世話、伝染病の簡単な消毒知識をしらせる。

家庭管理 家庭経済一般と家計簿のつけ方をいれる。貯金、為替、納税の仕方の中に代金の支払い方、受領書の扱い方も加える。また、計画的な家庭経済の立て方、合理的な時間の使い方、テキパキ

とした家事能率のあげ方を理解させる。ものの節約でなくて活用という積極性をもたせる。

電話のかけ方、留守番の仕方のなかでメモのとり方をいれる。来客の見分け方、押売りの撃退法など臨機応変の措置も心がけさせる。

その他、未亡人等は家庭の経験が豊富なために理解が早い一面、自分の主張や長年の習慣に偏しやすいため、補導に注意を要する。知識を授けるのではなく、実際に使つて役に立つ日常のことから訓練する。レクリエーションなどを折込んであかると、楽しい補導生活をさせる。社会とのつながりをもつた家事サービスとして、広い視野を涵養する。補導期間中、住込みで実習する家の設備がほしい。未亡人等の雇用をすすめるためにこのような施設の増設を促進したい、などの意見が述べられました。

家事サービス職業補導施設設置要綱

一、目的 未亡人等の福祉対策の重要性にかんがみ、就業に困難な未亡人等を対象として、信頼性あり、且つ有能な家政婦を育成することに努め、未亡人等の就業の促進をはかることを目的とする。

二、名称 本施設の名前は「家事サービス公共職業補導所」とする。

三、施設の種類 本施設は、(1)就業指導所、(2)就業訓練所、(3)就業紹介所、(4)就業相談所、(5)就業支援所、(6)就業安定所、(7)就業紹介所、(8)就業相談所、(9)就業支援所、(10)就業安定所とする。

四、事業内容 1. 補導の対象 未亡人、その他の女子であつて、新しく家政婦、家事使用人となることを望む者及び現に家政婦、家事使用人として就業している者。

2. 補導内容 (1)家政婦の心得(一般教養を含む) (2)調理 (3)縫いもの、裁縫 (4)洗濯 (5)住居器具の手入れ (6)乳幼児の世話 (7)病人の世話 (8)家庭管理 (9)応接 (10)補導期間 (11)二か月制 新しく家事サービスの職業に就こうとする者に対しては原則として二か月制をとり補導種目の全課程を修了せしめる。

(12)単元制 現に家政婦、家事使用人である者、又は二か月制によりがたい事情にある者については、短期間の単元制補導を行う。

5. 修了証明 補導修了者に対しては、修了証明書を附与する。

6. 就職斡旋 補導修了者に対しては、公共職業安定所の職業紹介を通じ就職の促進を図る。

5. 職員配置 本施設運営に要する職員は所長、書記、常任講師、指導員、保母とし、身分は地方公務員とする。なお別に若干の時間講師をおく。所長は必ず婦人とする。

6. 国庫負担金 本施設の運営に要する経費の一部は国庫においてそれを負担する。

第2表 産業別一か月の平均実労働日数および実労働時間数(産業中分類)

Table with columns for industry (産業), number of days (日数), and hours (時間数), subdivided by gender and age group. Includes sub-rows for various manufacturing and service sectors.



年少労働者の労働日数および労働時間数

この稿は本誌二八号に掲載された「年少労働者の労働力構成および賃金」と同じく、昨年五月労働省労働統計調査部が全国に亘って実施した個人別賃金調査(七大産業における規模一〇人以上の事業について五二、三五四事業所、五二〇、〇〇〇人の労働者を調査したもの)の中から労働日数および労働時間数について紹介するもので前号と併せてお読み下さい。

労働日数を七大産業の計についてみると、総労働者の平均は二五・三日、年少労働者(一八歳未満)の平均は二五・四日、年少労働者の方が僅かに多く、男女別では給労働者、年少労働者共に男子の労働日数が僅かに多くなっています。産業大分類別にみまると年少労働者の平均労働日数は、卸売および小売業に働くものが二七・一日で最も多く、運輸通信業およびその他の公益事業の二五・六日がこれにつづき、最も少ないのは鉱業の二五・〇日となっています。総労働者の

第1表 産業別一か月の平均実労働日数および実労働時間数(産業大分類)

Table with columns for industry (産業), number of days (日数), and hours (時間数), subdivided by gender and age group. Includes sub-rows for major industry categories.

鉱業、金融および保険業のいずれも二四・九日が最も少なくなっています。労働時間数についてはみまると、総労働者の平均が二〇七時間、年少労働者の平均が一九五時間、労働日数の場合とは逆に年少労働者の方が短くなっています。性別では総労働者の平均において男子が九時間長く、年少労働者の平均では女子の方が一七時間も長くなっています。産業別では年少労働者の平均労働時間中最も長いのは建設業の二〇六時間であり、最も短いのは卸売および小売業の一三三時間です。総労働者の平均では建設業の二一五時間を最長とし、最も短いのは金融および保険業の一八八時間です。産業大分類において、年少労働者の平均労働日数の最も多かつた卸売および小売業を産業中分類でみると、卸売業二五・九日、小売業二七・六日で、小売業の平均労働日数は全体を通じて最も多いが、これを労働時間数で見ると逆に全体を通じて最も短く一〇一時間となっています。この特殊な現象は小売業の調査においてパートタイムである新聞配達の仕事をしている年少者が相当数含まれていることが大きな原因となつています。産業大分類で年少労働者の平均労働日数の最も少かつたのは鉱業、金融および保険業でしたが、中分類で見ると煙草製造業の二三・五日が最も短く、労働時間数では一八三時間で、産業の総平均時間一九五時間より一〇時間ほど短くなっています。

二、職種別労働日数および労働時間数 年少労働者数が一五%以上を占めている職種は三五職種、中分類で一三産業となつています。これらの職種については労働者の平均労働日数をみまると、年少労働者の平均労働日数は道路旅客運送業のバス車掌(女子)二五・九日、地方鉄道および軌道業のバス車掌(女子)二五・七日、衣類および身用品製造業の縫製工(男子)二五・六日等が比較的多いもので、少いものはゴム製品製造業のゴム靴成型工(女子)二四・六日、タイヤ成型工(女子)二四・八日等である。これを総労働者の平均で見ると、最も多いのは年少労働者の平均と同じ職種の道路旅客運送業のバス車掌(女子)二五・九日であり、最低の職種も同じくゴム製品製造業の靴成型工(女子)の二四・三日となっています。労働時間数については年少労働者の平均で最も長いのは紡織業の織布工(女子)二二三時間、最も短いのは電気機械器具製造業の電球組立加工工(女子)の一九一時間となっています。総労働者の平均では、年少労働者の平均と違い、食料品製造業の洋菓子製造工(男子)、電気機械器具製造業のプレス工(男子)がそれぞれ二二四時間で最も長く、一番短いのは化学工業の小分および包装工(女子)一九〇時間となっています。年少労働者の平均労働日数と平均労働時間数とがともに比較的長い職種は紡織業の織布工(女子)、道路旅客運送業のバス車掌(女子)です。

第2表 職種別一か月の平均実労働日数および実労働時間数 (年少労働者が同職種の総労働者の15%以上を占めている職種)

Table with columns for Industry (産業), Job Type (職種), and Labor Statistics (日数, 時間数). Rows include Food Processing, Textiles, Clothing, Printing, Chemicals, Rubber, Glass, Machinery, Electrical, Transport, Medical, and Railway.



地方的特殊産業の実態

萬古焼及び鑄物業における

はしがき

昭和三十年八月年少労働課では、こけし人形製造業・鑄物業製造業・陶磁器製造業(萬古焼)等特定地域に特有なもの又は特定地域に比較的多く集中されている産業——地方的特殊産業——を九種選定し、その実情を調査した。

この調査では調査事業場もそう多くなく、且つ事業の態様も非常に異なっている。計数的結果よりもむしろ産業の性格を浮彫りすることに重点をおいた。ここでは古い歴史をもつ萬古焼と鑄物業製造業について紙面の都合上その概要を述べるとどめた。

一、産業の沿革

1. 萬古焼の起源

萬古焼の起源は約二百年前の元文年間(1800)の頃と推定される。その頃桑名城下に沼波五郎左衛門という陶器問屋がいたが、当時の小向村(三重県三重郡朝日村字小向)に官許を得て本窯を築いて焼きたし、その永久に伝わるべき作として「萬古」の名

の下に発表したが、その後も萬古焼の起源である。

また、彼は將軍家の数寄屋道具製作の御用もつとめていたので江戸小梅に築窯したのが宝暦年間(1761)頃で、以来小梅で没するまで焼き続けていた。彼の名作の大部分は江戸小梅時代のものであると言ふ。その陶法は京焼の乾山からその流をくんだと伝えられている。彼の死後一応正流は中絶のかたちとなつた。後の再興萬古焼と区別するため、小向村の萬古を古萬古、江戸小梅の萬古を江戸萬古と称している。

2. 伊勢萬古焼の姿

その後伊勢国各所に萬古を冠する陶窯が再興した。中でも名高いのは森有節の有節萬古である。この有節萬古は古萬古を再興したと言ふばかりでなく、現在の四日市の新興萬古をおこす導因ともなつており、新しい三重県の産業発展に深いつなかりを持つている。

現在の有節萬古は四代目にあたり、東海道筋の土産物として知られていたが、ここに桑名の商人が着目し、かくして土産品企業として作りあげられたものが案

第1表

Table with columns for Region (区分), Total Number (総数), and Youth (年少者). Rows for Employment (就業) and Laborers (雇用労働者).

名萬古である。しかしその技術は有節萬古を全く模造したものであり、有節のものと比較にならない程低級であつたが、その最盛期は幕末から明治初年にかけてであつた。

昭和二十八年における生産高をみると、国内向け製品は四四、一六万円にのぼり、その販路は主として京阪神地区で全体の六五%に相当している。また輸出品としては一〇一、七三三万円を占めている。主として北米に輸出され(六五%)、南方諸国にも約二〇%出されている。最近における内需向け製品の需要状況は経済的変動によつてそう多くを期待し得ないが、輸出はかなり好調である。

二、地域社会に占める地位

昭和十年頃までは四日市市は萬古焼によつて保たれていた。その後紡織業、化学工業、ガラス工業等の発展に伴い窯業よりこれらの近代的工業に重点がうつり、陶器は現在においては当市の一特産物にすぎず、往時の如き面影はみられない。

2. 産業構造

四日市における産業別有業者数については、その概略を述べれば以下のとおりである。(第二表参照)

当市は近代的工業都市の様相を帯びていくことは前述のとおりである。がそれを書き加へるに有業者の最高を占めていたのは製造業である。即ち、全有業者五、六九六人中三、六〇三人がこれに属し四五・七%を占めている。この後

至り、現在では全国有数の鋳物生産都市となつてゐる。

最近における生産状況は、昭和二十七年約五二億円、同二十八年六〇億円となつてゐるが同二十九年には五八億円となり、デフレの影響をうけてやや下向いてゐる。本年に入つても景気は横ばい程度であつて、将来においても急激な景気回復の可能性はそう期待し得ないといふことである。

一、概要

一口に川口の発達は鋳物のためであると言われているように、市制のしかれる以前においては(昭和八年市となる)町の大部分は鋳物業によつて占められており、経済、交通等各方面においてその影響も少なくなかつた。しかし町の発展と共に近代的な大規模産業の進出をみるに至り、鋳物の川口の実態にそぐぬ面がみられるに至つた。

二、産業構造

川口市の産業別人口構成(市在住者のみ)をみると、最も多いのは製造工業で全産業の四九・五%、これに農業の一・五%、商業の二二・八%が続いてゐる。(第五表参照)これは昭和二十五年国勢調査における数字である。しかし現在においてもこの構成比率は大體同じ傾向であるといふことである。

市の近代化と相俟つて、東京という大都市の影響をうけて、食料品製造業、紡織業、輸送用機械器具製造業等の大規模産業が進出するに至り、近代的工業都市の様相が一段と濃厚になり、鋳物製造業も往時の如き形勢はみられない。(鋳物業に従事する人口は全産業の約二〇%であるといふ)

第六表によれば、鋳物業がその大部分を占めてゐる第一次金属製造業は、工場数、従業者数、出荷額ともにそれぞれ三・一%、三・四%、三・七%、三・七%で製造工業中最高を占めてゐる。

第五表 産業別人口 (昭和25年)

区分	実数	比率
計	40,889人	100.0%
農業	6,181	15.8
建設業	96	2.4
工業	19,954	49.5
商業	5,181	12.8
サービス業	2,218	6.4
金融業	922	2.3
通信業	614	1.5
運輸業	1,296	3.2
公共事業	2,129	5.3
その他	20	2.3

—川口市市役所調—

第六表 工業調査結果概要 (昭和29年12月末現在)

産業	工場数	従業者数		出荷額	
		人	人	千円	千円
計	1,611 (100.0)	25,224 (100.0)	15	27,724,486 (100.0)	172,094
食料品製造業	28 (1.4)	544 (2.2)	24	5,192,668 (18.5)	228,159
紡織製造業	80 (6.0)	2,225 (8.8)	28	2,678,995 (9.6)	98,417
第一次金属製造業	508 (91.2)	8,656 (34.9)	17	7,451,794 (37.7)	14,815
輸送用機械器具製造業	34 (2.1)	3,680 (14.4)	107	4,781,767 (17.2)	140,640

—川口市市役所調—
(注) 鋳物業は第一次金属製造業中大部分を占めてゐると言われている。
() 内数字は%

第八表 産業別、性別従業者数 (昭和30年)

産業	計		男		女	
	人	比率	人	比率	人	比率
計	957	100.0%	480	50.2%	477	49.8%
農業	74	(7.7)	29	45	1	1
建設業	1	(0.1)	1	1	—	—
工業	10	(1.0)	10	10	—	—
商業	559	(58.5)	322	44	297	90
サービス業	184	(19.0)	18	7	11	11
金融業	18	(1.9)	7	7	—	—
通信業	69	(6.2)	29	11	80	38
運輸業	51	(5.9)	6	6	5	5
公共事業	45	(4.7)	—	—	19	26

(注) 個人少年局調 川口市中学校八校中七校分。一校は昭和29年開設されたため卒業生なし。

第七表 従業者数と雇用労働者数

区分	計		男		女	
	人	比率	人	比率	人	比率
計	11,280	100.0%	9,944	88.2%	1,286	11.8%
従業者	11,280	100.0%	9,944	88.2%	1,286	11.8%
雇用労働者	10,528	93.7%	9,804	93.0%	1,222	11.3%
自営労働者	970	8.6%	887	91.4%	83	8.6%

機械物、ある工場では日用品を製造してゐる。機械物を製造する事業場は大メーカーの下請的地位にあり、親工場から注文をうけるのが普通である。一方、日用品製造業では、各自の見込生産計画に基づき製品を製造し、問屋におろす方式をとつてゐる。次に従業者数及び雇用労働者数をみると第七表のようになつてゐる。

最後に、本年三月川口市中学校卒業生で鋳物業に従事した者は、製造業就職者の一九・八%(二〇九人)で、鋳物業に従事する年少者の大部分は地元の中学校卒業生ではなく、他所に供給源を仰がねばならない状況である。当市中学校卒業生の就職状況は次表のとおりである。

第二表 産業別有業者数 (昭和27年12月末)

産業	性別		計
	男	女	
総数	51,696 (100%)	81,866	20,880
農業	8,126 (15.7)	9,969	4,157
林業	5 (0.0)	5	—
漁業	1,166 (2.8)	1,128	48
建設業	25 (0.0)	21	4
製造業	2,492 (4.7)	2,189	243
卸売及び小売業	28,608 (45.7)	12,938	10,665
金融及び保険業	7,410 (14.9)	5,070	2,840
不動産業	718 (1.4)	468	250
運輸業	19 (0.0)	14	5
通信業	2,806 (5.5)	2,442	864
サービス業	4,093 (7.9)	2,093	2,000
公務	1,279 (2.5)	1,021	258
分類不能の産業	14 (0.0)	19	1

—四日市市役所調—

第三表 工業調査結果 (昭和27年)

産業	区分	工場数	常用労働者		製造品出荷額	
			人	%	千円	%
計		977 (100.0)	25,709 (100.0)	—	85,891,761 (100.0)	—
食料品製造業		282 (28.9)	946 (3.7)	—	1,488,595 (4.0)	—
紡織製造業		67 (6.9)	11,549 (44.9)	—	15,886,480 (42.7)	—
木材及び木製品製造業		84 (8.6)	484 (1.7)	—	280,568 (0.9)	—
化学工業		88 (8.9)	9,214 (2.5)	—	6,167,267 (17.6)	—
石油及び石炭製品製造業		2 (0.2)	506 (2.0)	—	5,089,426 (14.2)	—
ガラス及び土石製品製造業		266 (27.2)	5,818 (20.7)	—	4,660,242 (12.9)	—
(陶磁器及び関連製品製造業)		(212)	(8,719) (14.5)	—	(1,185,858) (8.2)	—
電気機械器具製造業		14 (1.4)	1,014 (3.9)	—	1,805,884 (8.6)	—

—四日市市役所調—

(注) () 内の数字はガラス及び土石製品製造業の内数であるが、今回の調査の対象のため特記した。

に続く重要な産業は農業の一五・七%、卸売及び小売業の一四・三%、サービス業の七・九%等である。

次に最も高位を占める製造業について述べれば(第三表参照)、工場数の最も多いのは食料品製造業の二八・九%で、その次はガラス及び土石製品製造業の二七・二%が特に目立っている。陶磁器製造業(関連産業を含む)はガラス及び土石製品製造業に属するものであるが、総数二六六工場中二二(七・九%)を占めており、全工場数の三・七%に相当する。しかし、その規模をみると、紡織業においては、一工場当り常用労働者数は約一七二人、化学工業においては約八五人であるが、陶磁器製造業においては約一八人であり、極めて小規模な事業場が多数存在していることが理解される。

第四表 就業状況

(1) 就業者

区分	総数	年少者
計	4,886人	—
男	2,466	—
女	2,380	—

(2) 雇用労働者

区分	総数	年少者
計	4,411人	579人
男	2,171	248
女	2,240	225

(注) 1. 個人業主を含む。
2. 就業者は毎月増加する傾向。

年少者が就職していることがわかる。ただしこの数字は十四校中十一校の分である。しかしその概略は把握できると思ふ。

最後に、当市における本年三月中学校卒業生で、当市に留まり、製造業に従事した者数をみると、三三二人で、製造業就職者が八〇三人の四一・三%に相当する。この数字は、製造業に従事した者数をみると、三三二人で、製造業就職者が八〇三人の四一・三%に相当する。この数字は、製造業に従事した者数をみると、三三二人で、製造業就職者が八〇三人の四一・三%に相当する。

(1) 荒川に臨み、良質の砂、粘土が産出されること

(2) 荒川、芝川による舟運の便があること

(3) 江戸という大消費地に隣接していること

(4) 都市と農村の間に位置し、労働力の入手が容易であつたこと

(5) 明治維新後西歐文明の波にのつて、急激な進歩をみ、工場経営、生産技術の進歩においても著るしく発達した。而して従来の鋳造より次第に重工業化するに至つた。

鋳物製造業

一、産業の沿革

鋳物の起源は今から約七五〇年前後鳥羽天皇の建久年間宋から渡来した鋳物師により伝えられたとする宋人説と、約六一〇年前光明天皇の暦応年間河内国丹波郡天命國家の子孫がここに移住して伝えたとする丹波説等がある。

埼玉県史によれば、当県の鋳物は鎌倉開府による武家階級の勃興に促つて発達し、武將の地方割拠により鋳物師はその城下町に集り、武器の製造にあたり、而して仏像、懸仏、梵鐘等の製造にも従事したと言われている。

川口鋳物はその起源古く、数百年前にさかのぼり、漸次発達し、今日に及んでゐるのであるが、地勢的条件もその発展の一翼を担つてゐる。即ち、

二十六日(三十日) 家族制度復旧及対進
 格協賛会では、家庭婦人や働く婦人の
 ため、東京参議院第一会議室で、婦人
 のための法律講座を開催した。講師
 は、鍛冶千鶴子、西塚静子、立石芳
 枝、久米愛の各氏であった。

◇十月の婦人界のうごき

十月一日 東京で開かれる第五回国際家
 族会議に出席のため家族計画の世界的
 権威マーガレット・サンガー夫人(78)
 が横浜入港のP・クリーヴランド号で
 来日。十一月中旬まで滞在の予定。
 十月四日 国際家族計画連盟事務局長へ
 ラ・ハワトン(40)が羽田着。
 十月四日 両派社会党婦人部など十六婦
 人団体で構成する「内地米増配要求連
 絡会」代表約二十名は九月二十九日農
 林省清井食糧庁長官を訪ねたがさらに
 この日、農相と会見、余剰米の増配に
 より米価を引上げることのないよう、
 また、米の統制は引き続き行おうべきで
 あると要望した。
 十月六日 二十八日、内閣の諮問機関
 として設置された「売春問題対策協
 会」は九月二日答申を行い、その任務
 を果たしたので廃止することになった。
 十月六日 外務省の招きにより、インド
 ネシアの婦人記者ヘラプティ・ディ
 アが日本の学校・放送福祉施設など

を三週間にわたり見学するため来日。
 十月七日 最高裁判所において、「未成
 年者の人身売買のよりな公序良俗に反
 する契約の無効である」とい
 う日本売春史上画期的な意義をもつ判
 決があった。これは愛媛県愛治村の某
 女(21)が十六歳のとき、前借金四万円
 で酌婦に売られ、半年で逃げ帰ったた
 め、二十六年以来、楼主から松山地裁
 宇和島支部、高松高裁を経て「金を返
 せ」と訴えられていたものであり、売
 春婦解放への警鐘として注目される。

◇十月の婦人界のうごき

十月八日 「婦人のための法律相談所」が
 東京大手町の産経会館に開設され、今
 後毎月第二四土曜日の午前中、婦人
 の人権と家庭問題を中心に相談をうけ
 ることになった。相談は婦人権擁護
 同盟の会員があたる。
 十月八日 十月十日から十一月四日まで
 フライピンのマニラで「西太平洋、東
 南アジア衛生・栄養教育セミナー」が
 世界二十八ヶ国の代表を集めて開かれ
 るが、これに出席するため藤森省生活
 改善課矢口光子氏は羽田を出発した。
 十月十日 長野県戸倉温泉で「しなの草
 の実会」第二回例会が催されたが、地
 元の婦人四十名のほかに東京から十一
 名の婦人が参加、都会と農村の婦人が
 互いに手をつないで身の回りの問題を
 解決して行こうと話があった。
 十月十三・十五日 国際婦人同盟会長エ
 スター・グラス女史(58)は、コロンボ

で開かれた国際婦人同盟創立五十周年
 記念大会の帰途、日本婦人権者同盟
 の招きで日本に立ち寄ったが、婦人会館
 並びに参議院副議長長島に集った婦人
 約七十名に、大会の報告とともに、婦
 人の地位向上のため世界中の婦人が力
 をあわせようと訴えた。

◇十月の婦人界のうごき

十月十五日 売春禁止法制定促進委員会
 (三十三婦人団体加盟)が夜六時から参
 議院会館で開かれ、不幸な女性たちの更
 生援助などの資金として国民募金運動
 をおこすことと、記録映画を作つて売
 春禁止法制定への理解を一般にうつた
 えることになった。
 十月十八日 米内務省の招きにより、評
 論家波多野勤子、家庭裁判所調停委員
 大浜英子、主婦秋山ちえ子の三氏が日
 米文化交流のため来米。
 十月十八日 良い映画を見せて子供たち
 を楽しませようというお母さん達の努
 力が実を結んで、世田谷区に三つの
 「児童映画劇場」が誕生。文部省でもテ
 スト・ケースとして注目、その成果に
 期待をよせている。
 十月二十日 主婦連合会では、参議院会
 館にトビ職十名を招いて「門松懇談会」
 を開き門松の伐採期に入る前に業者へ
 乱伐、盗伐の防止を呼びかけた。
 十月二十日 婦人問題研究会主催による
 「東京都民と家族計画」と題する会が午
 後一時から山手ホールで開かれ、サン
 ガー夫人並びにインド代表ラマラオ夫

本の講演があった。
 十月二十四(二十九日) 世界の知識を集
 めて人口過剰解決の道を探るという
 「第五回国際家族計画会議」が、六日前
 にわたり東京港区マリニョングビル(個
 水交社)で催され、世界十五ヶ国の代
 表九十六名が参加した。受胎調節の研
 究から人口問題の盛大な討議の結果、
 「受胎調節は安全な方法で行い、その改
 善に遺した。人工避妊中絶の悪影響を
 伴う避妊方法を排してこの研究と運動
 をさらに強く進めたい」との決議を行
 い、これをWHO(世界保健機構)に
 送ることになった。

◇十月の婦人界のうごき

十月二十四日 政府は、本年度の紫綬、
 黄綬等の受章者を決定。女性の受章者
 は、紫綬褒章お茶の水女子大名誉教
 授保井コノ(76)、義太夫界の長老竹本
 小土佐(88)、黄綬褒章札幌原学園理事
 塩原キク(68)、内木学園理事長内木玉
 枝(76)の四氏である。
 十月二十四日 家庭経済の合理化をより
 一層押し進めるため、主婦連合会では
 「主婦連生活協同組合」を組織、参議院
 会館で約三百名の会員をあつめ創立総
 会を開いた。
 十月二十八日 政府は、売春問題に関し
 緊急に法律案を立案する必要がある、各
 関係官庁の局長級で構成する「売春問
 題連絡協議会」を設置することを閣議
 決定した。
 十月二十九日 政府は、ユネスコ国内委

員会委員藤田たき女史(57)を、十一月
 二日から五日までパリで開かれるユネ
 スコ主催の「青少年事業諮問委員会」
 並びに、フランスの婦人と青少年団体
 の事業を調査させるためフランスに派
 遣。
 十月三十日 「新生活運動協会」が正式に
 発足。理事二十九名、監事三名が決定
 したが、そのうち女性の関係者は、山
 高しげり、奥むねお、村岡花子、市川
 房枝の四氏である。

◇十一月の婦人界のうごき

十一月二日 アメリカ労働省二代目婦人
 局長であったブリッダ・ミラー女史
 はILO(国際労働機関)技術援助計画
 の一環として、アジア地域の婦人労働
 事情調査のため一ヶ月の予定で来日。
 十一月三日 厚生省関係の藍綬褒章受章
 式が検理官邸で行われた。婦人の受章
 者は次のとおりである。
 藍綬褒章 助産婦相模あい(90)、社
 会事業家渡辺鶴代(72)、
 出雲波多野勤子(66)、助産
 師山田せいの(72)、助産師高橋世世(72)

社会事業家大野あひ(65)、日赤病院嘱
 託小野モモ(68)、無職藤本まき(60)
 無職新野あす(65)。
 十一月四日(五日) 全国未亡人団体協議
 会、全国社会福祉協議会主催の「第四
 回全国母子福祉大会」が港区公会堂で
 催された。参加した未亡人代表八百名
 は、七十万母子世帯の切実な声として
 「母子福祉法」の制定を要望した。
 十一月五日(十九日) 今年普通選挙法
 が公布されてから三十年目、また婦人
 が参政権を得てから十年目に当るので
 自治庁主催のもとに、五日から十五日
 間を普選三十周年、ならびに婦人参政
 十周年を祝う記念期間とし、普選三十
 周年婦人参政十周年記念会が中心とな
 って、全国各地に多彩な行事が催され
 た。

◇十一月の婦人界のうごき

十一月七日 川崎厚相から滞日中のマー
 ガレット・サンガー夫人に、感謝状と
 記念品が贈られた。これは、日本の産
 児制限問題についての助言、とくに「第
 五回国際家族計画会議」への尽力に対
 するものである。
 十一月九日 マーガレット・サンガー夫
 人が横浜出発のP・ワイルソン号で帰
 国。
 十一月十日 東京YWCA創立五十周年
 記念行事の一つとして、「職業婦人の
 生きかた」をテーマとする公開座談会
 が催された。評論家中島高樹、同見
 和子、婦人少年局長谷野せつ、神田慎

公共職業安定所長新井兼、東京YWCA
 A総幹事渡辺松子の五講師を中心に、
 約四百名の婦人が、技術を身につける
 ことの重要さと、サークル運動を通し
 てみんなが心を結びあおうと熱心に討
 議した。
 十一月十日 作家堤千代氏が急性心臓衰
 弱のため死去。昭和十五年、「小指」で
 女性初の直木賞をうけて以来「恋人」、
 「カナリヤの歌う日」など多くの作品
 を残した。三十八歳。
 十一月十日 婦人少年局長室で、ミラ
 ー女史を囲む懇談会がもたれ、日本
 の婦人問題について、ミラー女史と各
 層婦人代表とのあいだに活発な意見の
 交換が行われた。
 十一月十二日 関西主婦連代表が「米の
 統制撤廃反対」の陳情に上京。「統制
 を撤廃すれば、むしろ妻、イモの値が
 急騰する」と農林省に抗議した。
 十一月十三日 「授けこみ寺」の名で知ら
 れている東京市原の浄閑寺開基三百年
 祭に際して、遊女三万の法要が行われ
 た。この日は、日本キリスト教婦人矯
 風会久布白落美女史ら売春禁止を叫ぶ
 婦人運動家をはじめ多くの人が、焼
 香、薄幸な遊女たちの菩提をとむらつ
 た。

◇十一月の婦人界のうごき

十一月十五日 普選三十周年、婦人参政
 十周年を記念する式典が、天皇陛下御
 出席のもとに、日比谷公会堂で盛大に
 催された。なおこの式典で、全国各地

婦人団体連絡協議会会長山崎しげり氏
 は、選挙関係功労者として紫綬褒章を
 うけた。
 十一月十五日 「婦選十周年記念座談会」
 が、関東ブロックの選挙管理委員長と
 婦人会長約百名とで日比谷公会堂にお
 いて行われ、公明選挙の推進には、「男
 子の啓蒙」「婦人選挙管理委員の選任」
 の必要が強調された。
 十一月十六日 紫綬、藍綬褒章受章式が
 十時から文部省において行われた。
 (婦人受章者は、十月の婦人界のうご
 き)に掲載)。
 十一月十八日 さる三月なくなつた相馬
 黒光女史の遺志四百万円で、このほど
 東京杉並の浴風園内に、有料老人ホー
 ム「黒光ホーム」が完成。秩父官妃殿
 下をむかえ開所式が行われた。
 十一月十九日(二十日) 第三回「子ども
 を守る文化会議」が東京神田一ツ橋の
 教育会館で開かれた。全国から集った
 先生とお母さんたち三百名は、悪い児
 童文化をなくそうと熱心に懇談した。
 十一月二十二日 婦人団体連合会事務局
 長小川とも子氏は、モスクワで開か
 れた「国際民主婦人連盟執行局会議」
 に、会長平塚らいてう氏の代理として
 出席していたが、BOAO機で帰国し

◇十一月の婦人界のうごき

た。
 十一月二十五日 東京市山内閣の厚生
 政務次官として、衆議院議員山下春江
 氏が任命された。



父や母のない子のためによい職場を

両親または片親を欠く児童に対する
身許保証制度の概況

今年も早や就職のせんこう時期とな
り、公共職業安定所前や、そここの掲
示板には「雇用の手を新規卒者に」と
大書された立看板やポスターがみられ、
新聞やラヂオが毎日のように求人傾向や
入社試験問題などを取扱う今日この頃と
なつた。きびしい人世の門出ともいうべ
きこのときに求職者本人は勿論のこと、
これを取囲む家族、教師、縁故者などの
気苦労、心配、配慮は、まず「一応の
落着きをみせるまで、並みならぬものが
あることは誰しもが経験していることだ
ある。わけても、その一隅で、無事就職
試験にパスし、少しでも早く独立した職
業人としてスタートすることを最も強く
待ち願っているものに、いわゆる両親ま
たは片親を欠く児童とその家庭があるこ
とに目をむけたい。こゝ数年來の雇用情
勢の悪化から、彼等が就職時に不合理な
取扱をうけることが問題視され、労働省
では二十九年十一月これらのものに対す
る「就職援護に関する実施対策要綱」を
決定して積極的な啓発宣伝活動や、職業
指導、輔導等の措置を講じ、その就職促
進を図ってきたが、その結果、関係官庁、
民間各機関、団体のこうした努力と相ま
つて、社会一般や雇用主の認識や理解も

知(高知市他二町村)の三果で、
何れも保証制度の早急な確立のた
め研究準備中であり、その他の未
組織の果においても結成の気運に
ある状況である。

(6)金の構成
会員制をとり、会長は県知事、市
長、市議会議長、その他がなり、
会員は、各行政機関の長、民生委
員、児童委員、社会福祉関係者、
国会、地方議會議員、事業主、小
中学校長、教師、婦人会長等各種
団体の長、又は役員その他有識者
及び一般賛助者等により構成され
ている。

以下、各婦人少年室の報告をもとにし
て、これらの児童に対する身許保証制度
等のあらましをのべ、就職時期の今日、
彼等に「平等の取扱」というあた
りまえの暖い手をあらためてさしよべた
いと願うものである。

一、実施都道府県

1. 条例、規則によるもの二都県
東京都遺児等の身元保証に関する条
例(三〇一年〇二九公布施行)
例(三〇一年〇二九公布施行)

神奈川県神奈川縣戦没者遺児等身許
保証規則(三〇一年〇二九公布施行)
群馬県、埼玉県、名古屋市、京都市等
においても建議中である。

2. 組織によるもの
(注) (一)内は組織単位を現す。その他
は果単位結成

- (1)組織結成府県十二道府県
北海道(札幌市)、宮城、秋田、
新潟、山梨、滋賀、京都、大阪、
(堺市、岸和田市)、兵庫、岡山、
徳島、福岡(門司市)
- 組織はあるが身許保証制度の確立
していないものは群馬、愛知、高

(7)事業資金の調達
会費が主なるもので、その他補助
金、寄附金、事業収入、共同基金
配分、その他の雑収入等を当て
ている。

二、身許保証制度

1. 被保証人

条例、規則をとり、広く一般的に
両親又は片親を欠く児童(孤児又は母
子世帯の児童)とするものと、②遺児
(戦没者又は未帰還者の直)のみとする
ものとに分れ、その代表的なものは前者
では神奈川県、後者では東京都で何れ
も一定期間の居住や、非進行為をする
おそれのないもの等という条件が加わ
っている。

2. 保証金限度及び保証期間

保証金限度の最高は二〇万円(東京
神奈川)、最低五万円、定めなしと
するものが一件ある。

保証期間は当初を最長五年、最短二
年と定め、更新による二乃至三年の延
長を認めている。

転落を未然に防ぐ

栃木婦人少年室協働員
福島 蒼心

肉身の愛情が他人より以上に冷酷の場
合、少女の落ち行く場所は唯一つしか
いのではないだろうか。K子は現在、最悪
の条件の中にあるが、強く生き抜きつ
つあるよき例外の存在である。K子は兄
二人姉三人の六人兄妹の末妹と生れ、幼
時は満州の地に幸福な生活を送る一人で
あった。父は治療師として満州に相当の
財を築いていたが、戦争の不安に満州を
引揚げて帰国した。帰国後の彼等の生活
は苦しかった。日浅き治療院を訪れる患
者として、父親の性格は一変し微笑を
忘れた男となつてしまった。

K子の性格は余りにも偏狭で誰とも口
をきこうとせず、他の人々に悪感情を
与える事がしばしばであった。私はK子
の身内に家庭的な温かさが全然見受けら
れないのを知つてからは、できる限り私
の家庭の中に共に解け込ませるべく家族
的な待遇をするように心掛けることにし
た。やがてK子は私の家庭に親しみ出し、
自分の境遇についても語るようになり、
毎日のように訪ねられるようになった。K
子の手足に、時には顔に、紫色のあざを
見受けることがあつたが、その時には、
K子は泣きはらした眼のまぶ私を訪すれ
て、父親の狂暴性を訴えるのであつた。

K子は近所にとつても親切な小母さんが
居て、独立できる収入のある所を世話し
てくれると云うので、N商店をやめよう
と思ふ、と又言い出した。身を誤る女の
道をまの当り見せつけられたように思つ
たので、夜の食事を共にしながら懇々と
説きかき、万事K子の身を引受けるか
ら強く今までの道を歩むよう説得した。
翌日父親が私を訪すれて知らぬ人なら
ば親不孝の不良と思はれるようなK子
の悪口の数を列へ出して、「そんな女
を先生が教える時は、先生の不名誉とな
り、やがて先生を利用して何を仕出かす
かわからぬ故、即時出入を禁じられた
い」とまでいふのであつた。私は「私の

8. 身許保証方法
(1) 条例、規則によるもの
就職に当り、身許保証を希望する
ものは、学校長、施設長、福祉事務
所長、児童相談所長等の確認をうけ
た被保証申請書に關係書類をそえ知
事あて申請し、該決定者には本人
ならびに雇用主に対し、決定通知書
により通知される。

婦人と年少者

戦争の激化、そして終戦、K子は中学
を終え、N商店に勤務する事になつ
た。無理を重ねた母親はその頃から病床
につき、次第に衰弱を増していった。長
兄は不慮の災難に倒れ、ますます父親は
狂暴性を発揮し、他に女と闘うようにな
つた。ちょうど今から四年前、私は機会
を得てK子の勤めているN商店で教養座
談をした事があつた。それから一年後、
K子は私の門に教えを受けに来た。私は
K子の身に何か異様なものを感じ、他の
人々の影響をきかして漸くためらわされ
た。余りにも熱心な懇話に入門を承諾し

それからK子は姿を見せなかつたが、
三週間目に捨てばちな元氣な姿で訪すれ
て来た。余りにも変化するK子の心理の
判断に私は苦しめられたが、K子はN商

K子は近所にとつても親切な小母さんが
居て、独立できる収入のある所を世話し
てくれると云うので、N商店をやめよう
と思ふ、と又言い出した。身を誤る女の
道をまの当り見せつけられたように思つ
たので、夜の食事を共にしながら懇々と
説きかき、万事K子の身を引受けるか
ら強く今までの道を歩むよう説得した。
翌日父親が私を訪すれて知らぬ人なら
ば親不孝の不良と思はれるようなK子
の悪口の数を列へ出して、「そんな女
を先生が教える時は、先生の不名誉とな
り、やがて先生を利用して何を仕出かす
かわからぬ故、即時出入を禁じられた
い」とまでいふのであつた。私は「私の

(2) 組織によるもの
同様、保証を希望する本人よりの
申請により、会員中から適任者を保
証人とし(保証人を更に会が再保証
する)とあるもある損失を保証すべ
き事故の生じた場合は、審議のうえ
保証積立金より保証すると規定され
ている。

茨城婦人少年室

協働員総会から

十月十七日、新任の藤原室長を迎えて協働員総会が開かれた。協働員出席者十三名、この日行われた懇談会について簡単に紹介しよう。

(1) 不当雇用慣行について

農村地域における観光地帯に、季節的行事のある場合、旅館、料理店(特飲を含む)、芸妓屋等に、中学卒業又は中学校在学程度の年少者の雇用が行われ、しかも、公然と客席の業務に就かされている。これに対して、本人又は父兄、及び業者に勧告或いは注意を喚起せようとする場合、または、そうした輿論が起きた場合、その業者を擁護する立場にある地方のボス的有力者が、政治的に或いは社会的に術策を弄して、勧告又は輿論を阻止しようとする傾向が濃厚である。これを如何に措置するかが、今後の協働員の活動の上での大きな課題である。

(2) 売春問題について

最近農村地方の町、或るいは観光地帯に未亡人を中心としたパートタイム的接客業が行われている。勿論、生活のため非常手段ではあるが、こうした傾向は、社会風教上見逃し得ない問題で、これを防止策としては、生活できる正常な職業に就かせることが第一要件であるが、一面、これを求める男性の自覚と反省を促す必要が多分にある。

(3) 新生活運動について(省略)

(4) 解放就職について

地方における中学校では、進学に重点をおいて、その合格者を競う傾向が多分あり、生活上早期に就職するものの指導は放置されている嫌がある。したがって就職する生徒達は精神的に卑屈となり、他人にかくして就職を決定しようとする考えから、安定所や学校のあつ旋を避けなくて、解放就職しようとするものが多い。ここに眼をつけて悪質な仲介人が人身売買の魔手をのぼすと云つた状態を、これを防止するためには、学校は勿論、関係機関が、絶えず積極的に熱意をもつて、あたたく指導することが先決条件である。

(5) 官庁の在り方について(省略)

(6) 職業のあつ旋について

青少年の不良化防止も、未亡人の売春の問題も、職業の有無に重大な関係があるから、職業安定機関の就職のあつ旋は極めて大きな役割を持つている。したがって、求人開拓も、より積極的に、熱心に行われなければならない。そして、正常な職業に一人でも多く、一日も早く、就職させることが重要である。

その外「産児調節」について、「婦人少年室の今後の事業について」などの議題についても懇談したが省略する。この日は八時間、室長をつとめられた三浦前室長も出席され、感謝の意をこめて記念品が贈られた。(茨城協働員小林義一)

誌上相談室

○ 女中の給料不払いについて

【問】 昨年の十二月三日に今の家に女中奉公に入りました。最初の約束では月千円から千五百円位くれる約束でしたが、始めの一月は千円を二回三か月続いでくれましたが、その後はくれず、最近やめるように云われました。今いる家には居るのがいやになつたので、他に養いたいと思ひますが、主人に最初に約束したことを実行して貰うわけにはゆかないでしょうか。(宮城 Y子)

【答】 あなたの場合に似た例を他にも聞いて居りますが、先ず働く場合には労働条件、特に給料の額をはつきりきめることが大切です。女中には労働基準法は適用されませんが、あなたが家事に従事したことに對して主人は約束した給料を払わなければならないことは契約を結んだ当事者としての義務です。その義務を果さない場合には、あなたがその約束を履行するように主人に要求して解決することが望ましいですが、それが難しい場合には、第三者に解決の斡旋を依頼することにも一つの方法です。どうしても解決しない場合は、あなたが裁判所に請求して、強制的に主人に給料を払わせることもできます。裁判所を利用するには時間

○ 年少労働者の夜間通学

【問】 十六歳になる従業員が夜間の定時制高校に通学したいと申し出てきましたが、小企業のことでも雇用の仕事が多忙で忙しく、そのうえ夜間通学では、本人に非常な負担となるばかりか仕事の上にも影響が少くないと心配しています。どうしたらよいでしょうか。(一商店主)

【答】 御心配は一応ご尤もです。しかし、K君の希望は是非かなえてあげたいものです。勿論、昼間働いて夜は学校に通うのですから、肉体的には相当な負担になりますし、根気のいることです。そこで、事業主であるあなたが健康に十分気をつけてあげるとともに勉学を促してあげてみて下さい。

K君は事業主の理解と温情に感激して、むしろ仕事にも張り合いを持ち、能率もあがることでしょう。このような例は沢山あります。

フリーダ・S・ミラー女史との懇談会

労働省婦人少年局では国際労働機関(ILO)の技術顧問として来朝中のフリーダ・S・ミラー女史をかねて婦人問題懇談会を十一月十日婦人少年局長室で催した。ミラー女史は米労働省の前婦人局長で、米國婦人労働界の権威である。なお女史の来朝は極東諸国における婦人労働の実情視察の一環として、日本の実情を知るためである。今回の懇談会は日本の婦人問題についてそれぞれの専門家から実情を聞き、それについて討論するという形をとった。

1. 法律事件にあらわれた婦人問題(久米兼(弁護士) 最近の離婚の生感について戦後できた新しい法律によつて妻からの離婚訴訟が急激に増加してきた。現在でも離婚後の生活保証という問題があるが、現実には離婚はほとんど増えている。

ミラー夫人 離婚した婦人は周囲からどのように受け入れられているか。

久米 昔は出戻りなどといわれて肩身の狭い思いをし、不道徳な女のようにいわれていたが、現在ではそのようなことはなく、色々な生活の機会が未婚の婦人と殊更に相違はない。ただ離婚後の婦人の問題は、生活費の保証という点で、当然の権利として要求できることもよく知らない人が多い。農村の若い嫁は慰謝

料を取つたりする。後の身の振り方に差し支わりがあるというので、泣き寝入りする場合が多い。

2. 婦人団体の活動について(金子貞子(文部省社会教育課) 戦後婦人の解放に伴つて各地で多くの婦人団体が組織され、一九五五年現在婦人団体の数は、五四八、加入人員は八、五一〇、七三三人に上り、これは婦人有権者数の約三二パーセントに当つている。これらの婦人団体が行つてきた事業は1. 婦人の地位を高めること、2. 社会の合理化促進につとめること、3. 子供のために環境をよくすること、4. 婦人の議席を多く獲得する努力などである。全国的な組織に通じていえる問題は、1. 組織が大き過ぎて相互の理解が不十分、2. 少数の指導者と一般会員との間にへだたりができて一種の緊張が生れた、3. 運営が民主化されないきらいがある。従つて次代の指導者養成が思わしくない、4. 予算があまりにも少いので行政的な仕事の手伝いをする位のごとで、自主的な活動を行うことが難しい。などの点である。

ミラー女史 こういふ婦人団体の問題は日本だけでなく、世界中どこでも共通の問題で、アメリカでも上部と下部のギャップのない団体は少いし、又自分で活動できるような団体も極めて少い。

3. 家庭婦人の生活(田中真美子(前婦人課長) 1. 家庭経済については、都

会では大抵主婦が経済的権威を得ていてるが収支のバランスはとれていない実情で、赤字は主に主婦のやりくり、内職・就職などでおきかたつている。2. 主婦の家事労働は相変らずはげしく、一日十時間ほそれに費やされる。家庭用品の電化も一般化してはいないので主婦は概して生活に疲れている。家族関係は戦後民主化されて家族会議などをひらいている家が多くなつてきているし、主婦がP.T.A.などで活躍している点も注目される。一般に主婦の教養程度が高くなつている。

4. 放送番組を通してみた婦人の社会的関心(江上フジ(NHK婦人課長) 戦後十年間をかえりみて婦人はその前半の時期には主として知識の吸収に忙がしかつたが、次の時期には自己の判断力を養うための情報を得るといふ面に向つていて、その何れにおいてもラジオが果たした役割は大きい。NHKの調査によると、ニュースを得る源は新聞が三割、ラジオが六割五分となつている。ラジオから得た情報が役立つかどうかについては年齢的には三〇・四〇才、学歴では中学卒の婦人が一番役に立っていると答へ、階層としては勤労者の主婦が非常に役立っている。婦人のためのプログラムには教養番組をのぞむものが圧倒的に多い。

5. 婦人の組合活動について(船山登美子(全機同業婦人対策部長) 戦後の組合運動はまず組織の強化に力が注いだ。最近では実践への方向にむかつており、

と金がかるるとよくいわれますが、比較的簡単な方法で、時間も金も少なくて済む方法として、裁判所に調停を申立てたり、給料の支払命令を申立てたり、給料支払の仮処分を申請する等の方法があります。

なお詳しくは最寄りの婦人少年室に御相談下さるのが宜しいです。裁判所に請求する方法については、最寄りの簡易裁判所にお尋ね下さい。

これからは社会のために行動しようとしている。今の若い組合員が家庭に入つてからどのように行動するかは未定であるが、近江絹糸のストライキなどからみても家庭における組合への理解が深まつたように思われる。全機としては若い女子工員が多いので、寄宿舎及び生活環境の改善に活動の目標をおいている。規制された職場環境の中に難して、精神の自由がどの位保たれてゆくかということが一番問題とされている。

ミラー女史 昔は女子工員を雇うとき仲介人が地方から集めてきたそうであるが、今もそうか。又雇入れの場合、親の意志で行われるだろうか。

船山 今は職業安定所を通じて雇入れられている。又就職は子供の意志で行われている。農村から出てきた者にとつて工場での生活は物質的には恵まれているが、一部屋に多勢共同生活するので精神的に苦勞するようである。

ミラー女史 日本の家庭では個室がなくして私的自由に乏しいときが、寄宿舎で個室がないと、職場から帰つてきても自分の生活に帰るといふ気持の自由というか転換がないのは気の毒に思う。これは勿論の経済状態にもよるが、大きくいえば個人の尊厳に關することが、若いうちから個人として扱ふことは、その人が将来立派な社会人になる要素であるから、若いうちから自立の力を養うようにしなければならぬ。

一人一月平均現金給与総額 (1955年5月)

産業別	女子	男子	男子に對する女子の割合
總數	10,168	22,916	44.8
鉱業	8,242	18,758	43.9
製造業	8,481	21,299	39.6
卸売及小売業	9,990	22,978	43.5
金融及保険業	16,822	35,498	47.4
運輸通信及郵便業	16,650	25,018	66.6
建設業	7,567	16,566	45.7

一労働省労働統計調査部調一
 (註) 昭和29年事業所統計調査の結果を基とし、本年5月から毎月の抽出調査の対象事業所の抽出率が行われた。6月分は新サンプルによる調査の結果である。

婦人と年少者

女子の就業者数と完全失業者数 (1955年6月)

産業別	女子	男子	計		女子の産業別構成率	前月の比較
			千人	千人		
總數	19,080	24,680	48.7	1,150		
就業者						
自営業者	2,600	8,420	28.6	+890		
家族従業者	11,870	4,920	69.8	+890		
雇用者	4,790	10,870	80.6	+820	100	
農林業	850	270	56.5	+90	7.3	
漁業及び水産養殖業	20*	190	9.1	+10	0.4	
製造業	50*	410	10.9	-10	1.0	
建設業	190	910	17.8	+60	4.0	
卸売、小売、金融、郵便、運輸、通信、その他のサービス業務	1,710	8,880	88.6	-90	85.7	
完全失業者	290	890	42.6	+60		

(註) 1) *印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
 2) 統計表の数字はすべて調査結果の集計に基き、乗除の計算によるもの。千位以下を四捨五入した結果であるから表中の總數欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。一総理府統計局労働力調査

婦人少年局ニュース

○婦人少年問題懇話会年少労働部会
 十月七日労働部資料室で年少労働部会が開かれ、相原、那須、栗原、佐藤、小杉の委員出席し、「働く年少者の福祉対策」についての審議が行われた。
 ○ミライ女史を囲む懇話会
 十一月十日婦人少年局長室において、I五の技術顧問、米國労働省前婦人局長ミライ女史を囲む懇話会が行われた。出席者は谷野局長、久米愛、金子貞子、田中寿美子、江上アツ子、船山登美子の諸氏で、日本における婦人の諸問題について懇話した。

○「路上相談室」欄規定
 本年から新しく「路上相談」のページが追加されました。次の規定により御利用下さい。
 一、内容は婦人労働・年少労働・婦人間に関することに限ります。
 二、ハガキに相談の件を簡記して下さい。
 三、路上掲載の選別は当方がまします。
 四、路上以外ではお答えいたしません。
 五、相談は随時受け付けます。

○「ワタシになりましたか」
 一、婦人関係資料シリーズ
 戦後新たに発生した集積地域における売春の実情(調査シリーズNo.10)
 売春に関する資料(一般資料No.108)
 二、年少労働関係資料シリーズ
 職業人としての誇りをたかめよう
 同リフレット(No.108)
 いへたな人扱(No.108)
 同リフレット(No.108)
 同パンフレット(No.108)
 年少労働者の扱い方と指導の仕方(No.108)
 三、年少労働の現状
 年少労働広報資料第五集
 リフレットNo.108
 有能な職業人になりましょう
 一、学校を卒業して就職しようとする

る婦人のために
 ○婦人労働資料第48号
 未亡人等の職業シリーズ 第一集
 ○婦人労働調査資料第4号
 乗合自動車業女子従業員労働実態調査速報(車庫を中心として)
 ○婦人労働資料第42号
 労働基準法中女子に特殊な規定の違反について(昭和二十九年年度における)

本号四〇ページ
 定価 六十円 半四十四円
 編集人 久米愛子
 発行人 平林たけ子
 印刷人 石井完一
 発行所 婦人少年協会
 東京都千代田区六本木三丁目四番地
 電話(丸の内線) 四六八五
 (有明線) 七九二八
 郵政省認可(第一七九二四)

婦人少年協会規約

(名称)
 第一条 この会は婦人少年協会と称する

(事務所)
 第二条 この会は事務所を東京都内に置く

(目的)
 第三条 この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人と年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする

(事業)
 第四条 この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う
 一、婦人少年問題に関する調査研究
 二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布
 三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

(経費及び会計)
 第五条 この会の経費は次に掲げるもので支辨する
 一、会費
 二、寄附金
 三、事業に伴う収入
 四、その他の収入
 第六条 この会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日とする

(役員)
 第七條 この会の役員は理事、監事、評議員、顧問とする
 一、普通会員この会の目的に賛成し、且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの
 二、賛助会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したるもの
 第八條 会員はこの会の発行する刊行物、資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な見をのべることが出来る
 第九條 会員はこの会の業務について意見の述べることが出来る
 第十條 この会に次の役員および顧問をおく
 会長 一名
 副会長 一名
 理事 十一名以内(内一名を事務長とする)
 監事 二名以内
 評議員 若干名
 顧問 若干名
 第十一條 会長及び副会長は理事の互選による

(会務)
 第十二條 理事は会員又は学識経験者の中から役員が選挙する
 第十三條 選挙は書面で行われ、会務の運営に必要と認められたとき、会長はこれを代行する
 第十四條 監事は理事会の決議により会長が委嘱する
 第十五條 評議員は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する
 第十六條 顧問は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する
 第十七條 事務長は日常事務を処理する
 第十八條 役員は二年とする
 第十九條 役員は重任を妨げない
 第二十條 補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする
 第二十一條 (会議)
 第二十二條 この会の会議は理事会および役員会とする
 第二十三條 理事会は会長及び理事で構成する
 第二十四條 役員会は会長、副会長及び理事で構成する
 第二十五條 理事会は会長が召集し、次の事項を議決する
 一、規約の変更に関すること
 二、解散に関すること
 三、重要財産の処分に関すること
 四、その他特に重要と認められること
 第二十六條 理事会及び役員会の議長は会長がたる
 第二十七條 理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする
 第二十八條 議事は各出席員数の過半数で決する
 第二十九條 賛否同数のときは議長が決する
 第三十條 第二十二條 理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない
 第三十一條 第二十三條 この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする
 第三十二條 第二十四條 この会に事務局をおく
 第三十三條 第二十五條 事務局に関する規程および甲会員の事業協力に必要な規程は別に定める
 第三十四條 第二十六條 この会が必要があるときは各都道府県に支部を設けることが出来る
 第三十五條 第二十七條 この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする

婦人界の最も正確なニュース

婦人界展望 十一月号主要目次

ミス・カフマンについて……………市川房枝

婦人界ニュース

日本における家族計画

世界の婦人

新婦人協会の思い出

参議院議員選挙と婦人

婦人界展望 十二月号主要目次

私が見た英国議会……………藤田たき

婦人界ニュース

一九五五年の婦人問題

普選三十周年、婦人参政十周年記念式典の記

世界の婦人

旧婦選運動者懇談会

ユネスコの青少年事業諮問委員会について

婦人問題研究所パンフレット

参議院議員 市川房枝 著

第一集 婦選運動の回顧

(B6三三頁 写真入り 一部三〇円 千八百円)

婦人問題研究所長 藤田たき 著

第二集 春問題

(B6三三頁 千八百円)

(近刊)

◇研究所の賛助員(年二百円)維持員(年千円)には

婦人界展望を毎月無料配布いたします。

東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ八八九

発行所 婦人問題研究所

電話 東京 〇一七三番
振替 東京 一七〇七九〇番

婦人関係年表

— 労働省婦人少年局監修 —

★婦人問題研究家必携の資料

◇歴史とともに婦人が歩んできたあとを年表によって、一目でわかるように編さんしたものです。

◇日本に関するものは、明治以後、昭和二十九年までの事項を記載し、外国については、近代婦人の解放に重大な影響を与えたフランス革命・産業革命の行われた一七〇〇年代の後期から収録されています。

◇婦人問題研究家や、学校における社会科学の資料として、また図書館の閲覧用としておすすめていたします。

A五判 四〇頁
定価 五十円
千一〇円

各地の婦人少年室でも御取次致します。

発行所

婦人少年協会

東京都千代田区大手町1の7
振替 東京 107914